世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第21号

1986年10月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第21号 1986年10月
MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD—CURRENT OVERSEAS INFORMATION—

目次

●特集●家庭・家族を見つめる

日本の家族の動向—子育てへの影響—……田村健二 2
韓国の家族の動向……松本誠一 6
ソ連の家庭・家族の事情—共働き、離婚問題への対策—……稲子宣子 10
西ドイツの家族問題……春見静子 14
変わりゆくアメリカの家族……ジェームス・C・ピアーズ 18
イスラエルのキブツ—集団保育の子育てへの影響—……石垣恵美子 22

解説 ／フランスの児童福祉と家族手当制度……藤井良治 25
／北京市の児童福祉事情……蘇　坡 30

トピックス ／「ベタニヤホームひとり親家庭援助事業」……長畦すめる 37
／仕事仲間：真の連帯を示唆するもの……大場幸夫 42
／バンクーバーの子どもまつり……落合聰三郎 46

施設の横顔 ／こどもの城の一年……津田長幹 51

手をつなぐ国際活動 ／国際リハビリテーション協会の活動について……丸山一郎 54

●分類総目次（第1号～第20号）…… 58
●編集後記／「特集——家庭・家族を見つめる」を中心に……田村健二 63

特集・家庭・家族を見つめる

日本の家族の動向

――子育てへの影響――

田村健二
東洋大学教授

1.戦後の混乱期（昭和20～25年）

敗戦により日本に進駐した連合国総司令部(GHQ)の占領政策は、日本が再び侵略と戦争をひき起こさないよう、日本の国家と社会の体質を根底から変革することにあった。家族については、それまでのいえ制度が従来の日本の国家や社会構造に組み込まれ、末端でガッチリと支えた基礎単位であったため、変革の重点目標とされた。その際、変革の方向としては、支配者の常として、また、その後の日本との関係統合をよりしやすくするために、米欧の母国の民主主義、個人主義の文化に基づく、夫婦中心の核家族制度を適用し方向づけた。敗戦後の混乱と、日本民族に根深くある支配―依存型のためか、政府も国民も意外なほど異を唱えず、これを受け入れる姿勢をみせた。

終戦後の混乱とは、集団性の強い国民が生活の拠りどころとしてきた、従来のいえを含む集団組織がほとんど解体していったこと、そして日常の衣食住に窮乏したことにあろう。そうした中で、人々がまず生活の拠りどころとして求めたのは、やはり身近な家族の新・再構成であり、他の家族や人々はもちろん、同じ家族員の傷心への配慮すら乏しい、余裕のない生活資源の確保であった。戦後は、後の経済価値追求につらなる生活資源充足の価値、後のマイホーム主義や家族の分解・個別化につらなる家族と家族員の自己中心主義、そして、戦争のトラウマ(心的外傷）から今日にいたるも放置されたままになっている、個と集団の新旧文化の分裂や混沌化から、出発している。

男性（夫や父親）は、それまで自らが中心であり優位であった集団とその支えをなくし、裸の無力感に呆然自失もした（終戦ボケ)。そして、窮乏生活に追われることが、一種の救いにもなったのである。後の企業集団へのめり込みと、仕事に追われることの一種の救いは、心も窮乏したこの混乱期に発していよう。女性(妻や母親)は、いえ制度下(〝家内〟)も戦時中（銃後の守り）も、そして地位の向上した(男女平等）戦後も、ひき続き多く家族の中にあり、子どもを産み育て、自信喪失の夫を支えて、現実の窮乏生活に奮闘していた。女性のこの生活力の逞しさは、家族集団の中によりしっかりと根をおろしていたことによろうが、これが家族生活の現実において優位化をもたらし、後の家族内の実権者へと発展してゆく。

子どもは、家族の新・再構成によるベビー・ブームであったが、混乱窮乏期で栄養も保健医療もゆきわたらず、多産多死の傾向にあった。また、親は窮乏の生活確保にあけくれて、子どもの保護や指導を十分かえりみる余裕に乏しかった。多くの子どもは、表面親に協力しつつも、内面には新しい時代と教育を受けて親とは別の世界をつくり、そして自己中心の方向をたどっていった。他方、一部の子どもは、戦時中からうち続く窮迫がことさらに辛かったのだろうし、親の保護・指導もより不十分で放任され、どうしようもなく耐えがたいものがあったのだろう。家族も親もなく街に放り出された戦災孤児・浮浪児には、なおさらのことがあったろう。こうして非行も多発し、戦後の第1次のピークをなしている。

2.経済復興と模索期（昭和26～34年）

日本は昭和26年に独立したが、前年に勃発した朝鮮戦争の特需景気を転機として、以後急速な経済復興へと向かった。新制度も徐々に定着化し、家族もようやく安定とゆとりをもち始めた。しかし、いったん統合性が崩れた家族では、なお新旧文化の断層があり、人々は安定化を基盤に新しい家族のあり方、子育ての仕方を求めて、模索期にあった。現実の家族生活は、何らかの調整がなされなければやっていかれないから、この模索期がもう少し長ければ、そこに自然に個と集団の新旧文化が統合され、日本独特の新しい家族のルールができたであろうものを、と惜しまれる。実際は、次の高度経済成長の大津波に呑みこまれてしまい、このルールの未確立が後の家族の分解・個別化をひき起こすようにもなる。

そのほか、家族はとにもかくにも経済生活の回復・安定化をめざし、そのためには、他の家族や親族のことなど構っていられなかった。特に向上のテンポが早かったのは〝三種の神器〟（白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫）に象徴される都市の若年夫婦で、そこでは育児費も節約されて、大量の人工妊娠中絶を含む少子化へと向かった。こうした経済価値と自己中心主義が、少子化を含んで次の時代へ引き継がれてゆく。

男性は、職場に集団を求め、仕事に追われることに安定と自信を回復し、同時に家族の収入責任者としての地歩を占めるようになった。しかし、これが以後、夫婦の性別役割分担を明確化して、男性の家事・育児への非協力を生むようになる。女性は、新制度の定着化、親族にあまり煩わされない家族の自己中心主義、性別役割分担、主担当の消費生活領域の拡充、少子化、家事・育児の労働の軽減化などにより、いよいよ家族内生活を現実にとりしきり、実権者になっていった。

子どもの出生率は、前述のことと婚姻率の激減、産児制限の普及、住宅の逼迫・狭小などがあって、大幅に低下した。他方、抗生物質などの新薬や、母子保健を始めとする予防・治療も開発・整備されて、死亡率も激減し、これ以後日本は少産少死型へ移行するようになる。親子関係では、家族の安定化を基盤に、ややアメリカ直輸入のきらいもあったが、子どもの主体性を尊重し受容する民主主義を中心に、現実の親子生活の再建・再統合が慎重に模索された。こうした状況下に非行も谷をなしているが、青少年の自殺率のみは空前のピークを示している。これは、

就職や男女関係・結婚などの重大事項については、まだ親やおとなたち、社会の支援を十分受けられず、文化変動の先駆的犠牲になった者が、少なからずあったためであろう。

3.高度経済成長と経済生活水準追求期（昭和35～47年）

日本は、前期に引き続いて一挙に高度経済成長を遂げ、人々は戦争にまつわる暗い過去のトラウマを振り払うように、明るい豊かな経済生活水準追求に走った。そして、それを実現させる報酬と便益は都市の産業と環境にあるとして、ここに大量の人口流動による都市の過密と農村の過疎を生じた。しかも、流動したのは若く働ける年齢層であったため、彼らは大量の核家族化時代を現出した。それは、都市に寄り集まったバラバラの孤立した弱小の家族群であり、他方、農村では以後、老人の高齢者世帯が増加することになる。いずれにしても、従来の三世代家族は分解して減少し、近隣に住んでいた親族組織も地域社会も、都市の再開発を含んで、解体へと向かった。こうして人々は、多かれ少なかれ経済生活向上の夢の実現に成功したが、このことがかえって、以後にとらわれ続ける経済生活の価値となってしまったし、また、家族内外の関係統合をおろそかにして、脆弱な自己中心のマイホーム主義や、より恵まれた労働者階層の生活をめざす道に、われとわが身を駆り立てていった。

男性は、ほとんど〝会社人間〟で、職場への同一化と役割遂行に尽瘁していた。こうして家族外では自信を強めたが、家族内では性別役割分担の徹底化で、〝ごろ寝〟の自分勝手な亭主となっていった。女性は、男性と共に経済的に恵まれた労働者階層の生活を求め、家族生活も子育ても、この線に沿って支配・干渉し、家族員を依存させる支配―依存型を形成した。ここから少子化した子どもを、勉強・進学、健康・安全、従順な〝よい子〟の３本柱で集中的に管理し、その余のことについては溺愛・過保護的にも報いた。後半期は、社会的な労働力不足と家族経済の価値、そして家事・育児の一層の労働力の軽減化から、共働きなど脱家族化が増加し、保育園などの急増ともなってゆく。

子どもは、こうした状況下にきょうだい集団を失い、施設集団での子育ての増加、更には地域社会の解体、遊び場の不足、塾通いなどから地域の異年齢集団の喪失にも遭った。それは、社会に出る前に多様な人間関係における体当たりの訓練を失うことで、とかく親や集団優先のもとに自分が抑えられ内圧感情となって、後年、体力や知力がつくとともに、一部に暴力、いじめ、非行などの問題行動発生を準備したかにみえる。

なお、前半期に非行の第２のピークがあるが、これには、人口と階層の流動が激しくて、社会全体が不安定で混乱もあったこと、子どもも転居・転校してなじんだ集団から離れ、健全な遊び場も喪失したこと、そして親も子も消費ブームに駆り立てられ、家族に前記のように倫理的な指導が乏しく、子どもは煽られた欲望のままに短絡的に突っ走ったこと、などがあろう。これらの状況が、それなりに安定した後半期に非行は谷となる。また、青少年の自殺は、就職、男女関係、結婚が青少年にとって好条件にな

り、激減から漸減へと向かうようになる。

4.経済の低・安定成長と問題多発期（昭和48年～現在）

人口流動は鎮静化し、核家族化も鈍化した。また恵まれた労働者階層への道は狭く険しくなり、競争は激甚で、大部分の家族は内外の支配―依存型の締めつけのもと、なんとか既得の階層を守り、その経済生活水準の維持・防衛に精一杯である。そのためには、共働き、長距離通勤、単身赴任、出稼ぎも辞せず、また、養教育の保育園や塾、家事・育児の商品化など、外部依存を強めてもいる。他方、こうした状況下に、これまで同一化してきた職場や中流からの〝落ちこぼれ〟も増加し、そのもがきとあがきから、サラリーマン金融などを含んで、一部の家族に家族員相互の不和や自分勝手な放任―孤独型が生じ、危機や崩壊もめだつようになった。

いずれにしても、こうした不安定な余裕のない状態は、親族、家族同士、地域社会はもちろんのこと家族内の人間関係においても、相互に拡散化、個別化、孤立化を招来している。家族と家族員は一層自己中心的になって、さらなる分解が進み、内外ともに集団性を失って、個別化の危機へと向かっていよう。こうした危機的状況を、発達し成熟してきた社会保障や福祉制度が支えるようになっているが、現在、それへの依存と負担が財政を中心に過重になりそうなので、その見直しや軽減化が図られている。とはいえ、主体的統合能力がまだ弱く依存的な個人や家族が、このままで自助・自立し、再度困難で危機的な生活を背負い切れるかどうかは、危惧される。

男性は、企業の人減らし、労働時間の短縮化、オートメーション化、終身雇用・年功序列制の解体、企業の統廃合・淘汰・倒産、そして、家族の性別役割分担の形骸化、夫としての収入責任能力の相対的・絶対的低下、外部依存の家族生活の多様化・拡散化などにあって、職場と家族に対する集団性の弱化・喪失から、孤独・孤立の不安定化をきたしている。しかも戦後の混乱期と違って、今度は女性や子どもの脱家族化があって、一層の危機となりそうである。

女性は、企業の流動従業員化（パートなど）と家計の生活防衛から、再度逞しい生活力を発揮して雇用化へ転じた。また女性の高学歴化と社会参加意欲も、同じく雇用化と家族外活動を盛んにしている。しかしこのことは、女性も家族や親族との集団性を弱め、弱化しつつある職場集団等への多様化、そして孤独・孤立化の道を歩んでいるようにみえる。この女性の脱家族化は、日本の女性史上初めての体験であり、今後にさまざまの問題発生が予想されよう。

いずれにしても現在、夫婦や親子間に分解過程が進み、そこに放任や不和、葛藤、家出、離婚、自殺、ストレスによる疾病、精神障害などが、負担の重い中高年夫婦の家族を中心に、めだってきている。特に子どもは、前期に続いて、支配―依存型ないし放任―孤独型に育って、自立を要する思春期に容易に自立できず、その弱さからの逃避や、長年の内圧感情の暴発を含んでの攻撃・暴力（いじめ）を、呈したりもしている。登校拒否、疾病・セックス・薬物（シンナーなど）等への耽溺も、めだっている。非行は、やはり思春期非行が中心で、最近まで上昇一方、戦後最高・最大の第3のピークをなしてきた。

特集・家庭・家族を見つめる

韓国の家族の動向

松本誠一
東洋大学講師

1. 世帯規模の変化

今から200年近く昔の戸口統計によると、朝鮮の1戸当たり平均人員は4.22人であった。朝鮮総督府の統計に基づいた世帯規模資料によると、1910年の4.77人から1916年の5.31人に増え、それ以降は5.30～5.35人の間で安定し、1939年より再び増加の兆しを見せている。そして、解放・南北分断後の韓国人口センサスでは、1955年に5.46人、1960年に5.56人と更に増加したのが、その後は一転して縮小傾向にあり、1985年センサス中間発表では4.23人にまで減少した。偶然にも200年前の数値と同じサイズになったわけである。統計としての精密さをもたせるには、以上の数値にそれぞれ手を加える必要があるが、変化の大勢はこれでも把握されるであろう。すなわち、世帯規模の変化は〈高原→山〉型のグラフとして表わされる。

全国レベルでの変化は上のようであるが、これを地方別にみると、陸地部の各道に対して済州島が特異な型を示している。文化人類学者の泉靖一は著書『済州島』で、1916年から1936年までの同島の世帯人口の変化を図に示している。それによると、年次による大きな増減はありながらも、趨勢として1917年の5.0人(陸地部との差はまだ大きく開いていない)から、1933～34年の3.9人にまで落ちこんでいる。その翌年、翌々年はまた増えている。これに韓国人口センサスの数値をつなげてみると、1955年に4.50人、1960年に4.27人、1966年4.38人、1970年4.70人と増加し、1975年4.47人、1980年4.38人と減少している。これをグラフ化すると、〈谷→山〉型になり、全国レベルのそれとは異質の型になるが、最近においては、全国で1960年、済州島で1970年とそれぞれに世帯規模の最大ピーク期に10年のずれがあるにもかかわらず、それ以降は同様に減少過程にあり、しかも両者の差は縮まってきている。

済州島の家族構造は陸地部とは異質であるとして、研究者たちにより注目されているが、世帯規模の変化の面からもその特異性がうかがえる。

なお、旧朝鮮・韓国の平均世帯規模を日本と比較すると、一貫して日本の方が小規模であるが、日本では1955年を画期としてその後は急速に小規模化しているのに対して、韓国ではその5年後の1960年をピークとして、やはり急速な減少過程にあり、平行的な変化を示しており、両者の関連分析も注目すべき問題となろう。

2.韓国の家族の構造

日本植民地時代の済州島の人口変動の要因について、泉靖一は出稼者の多さ（海女の出稼、男たちの日本への出稼）、独立生計を営む女性世帯の増加、均分相続（末子相続的とも記している）などを指摘している。これらを含めて、その後の韓国・日本の社会学・社会人類学・民俗学・地理学などの領域の諸研究者による、済州島の家族・親族に関する調査研究ではいろいろな要素の分析が展開してきている。その一端は李光奎『韓国家族の構造分析』国書刊行会）や竹田旦『木の雁』（サイエンス社）などで参照していただくことにして、ここでは韓国家族研究の権威者である、社会学の崔在錫教授と文化人類学の李光奎教授による、韓国の家族構造に関する要約をみておこう。

崔在錫『済州島ノ親族組織』（ソウルで刊行）によると、済州島家族の理想型は夫婦家族である。相続は兄弟間で均分相続、そして徹底した分家主義と独立生活に対する強い意志がある。一方、陸地部の儒教的価値意識の強い両班（ヤンバン）層（上層）では父子の同居する直系家族が理想型で、それの弱い下層では夫婦家族が支配的である、とする。李光奎『韓国ノ家族制度』（ソウル刊）でも、典型的な韓国の家は一つの垣根の内に複数の居住棟があっても、そこに住む家族は一つの同財集団、共同炊事集団を成している。それに対して済州島の家族の場合、親夫婦、子夫婦が一つの垣根の内で別々の棟に住み、カマドを別個に用い、時には倉庫や田畑も別々に所有する、としている。

こうした地域的な家族類型論は、陸地部の内でも更に細分する視角もあり、こういう分析結果と日本の社会人類学・民俗学での日本家族の地域類型論との比較に、研究者の関心が寄せられている現状である。地域性論を強く前面に出していない末成道男(伊藤亜人編『もっと知りたい韓国』弘文堂、に載せられている「人間関係」）は日本側の現世代の研究者として逸早く、フィールドワークの成果をふまえて、日本のイエと異なる韓国の家（チプ）の特色を、次の５点にまとめている。①男女分離思想が顕著、②長幼の序の行為基準や女性の地位の変化に、年齢が大きく影響、③家は個人を規制するよりは、個人の情緒的なよりどころとなっている、④個人としての独立性は幼時よりしつけを通して培われ、日本のように全体の合意を優先させたり、中国のように対立局面を少なくするのとは対照的に、自己の意見を直接的に表明することへの抑制は弱い。男女とも同様であるが、年齢差の大きい場合は抑制される。⑤家内での人間関係が兄弟関係や父子関係を通して外に広がることが著しく、家は父系集団の最小の分節としての性格をもつ。要約されたものを更に引用のために言葉を省略したので、あるいは理解しにくくなったかも知れないが、この⑤の内容が上でみてきた、「世帯規模の縮小」、あるいは「韓国的核家族化」の背景の理解に結びついてくる。

3.「両班化」

家族慣行の面で、儒教的色彩の濃い両班層の慣行が庶民層にも浸透している、というのが、現在の韓国の家族の大きな動きを理解する上で重要な、有力な見方である。法律上の親族範囲は、父系血族８親

等、母系血族4親等、夫の父系血族8親等、夫の母系血族4親等、妻の父母、配偶者と規定されている。更に法律は「同姓同本」の血族との婚姻を禁じている。「同姓同本」とは、一族の祖先の発祥地(本貫)と姓が同じ、という意味で、同姓同本集団は民法の親族規定よりも更に遠い血族までも含む。儒教的祖先祭祀はこの同姓同本集団内の祖先、派の祖先、四代祖以降の祖先など、さまざまなレベルに対して行われ、族譜・派譜などの子孫の系譜を記した本を備えている。昔は族譜をもたないと蔑視されたので、この父系原理で編まれた族譜を庶民層も作成して備えるようになった。1910年前後の調査で「両班・儒生」は朝鮮全戸の3%未満という数字もあるが、現在では軽口に韓国人の90%以上が両班になったとか、両班を自称するとか言われるくらい「両班化」が進んでいる。

産業化と単系的出自集団(ここでは父系集団)とは両立しえないとする学説に逆行するような現象が韓国でみられるのである。これには、一面で北海道と岐阜・山形両県を合わせたくらいの狭い国土に高速バスを主とする交通網が発達して、全国一日交通圏が実現されてきたことや、南北分断下で政変が重なり、国家への帰属意識も不安定になりがちなことが影響しているかも知れない。

正月や陰暦8月15日(秋夕)をはじめ、年数回の祖先祭祀の時には親族が集まり、儀式には男が参席して拝礼するが、男児たちも後の方で大人たちを真似て拝礼している光景も見られる。女性は供物や儀式後の会食の調理を担当する。会食の際に見知らぬ者が居ると系譜関係がたどられ、欠席者の消息やその他の四方山話に誰が司会するともなく話が進み、一族の親睦が再び確かめられる。故郷でのこうした交際を背景に、都市に住む核家族ないし夫婦家族も孤立した集団ではない。頻繁な親族交際があり、都市への進学・就職・通院などのために、地方から都市家庭に来る滞在者・訪問者が少なくない。こうした親族交際も減ってきたという話を耳にするが、日本人の目からみるとまだ頻繁な交際があるように映り、「核家族化」という言葉と実態との間に距離があるように感じられるのである。

4.母系親族との交際

「両班化」は父系制を理想として親族の組織化が進められており、祖先祭祀の儀礼がそれと密接な関係にある。それに対して、個人の通過儀礼、とりわけ誕生祝い、結婚式、還暦の祝い、葬儀には母方、妻方の親族もよく参加する。1969年にソウルで行われた調査を基にした、李効再『都市人ノ親族関係』(ソウル刊)では「親族主義の両系化」という言葉でそれが表わされている。別居している子夫婦は、親族範囲の認識は父・夫系をより広く考えているが、実際の相互往来は夫方・妻方の両方がほとんど同じ頻度であるという。これは核家族世帯についての説明である。

ところで、次の直系家族のような例もある。ソウルで町工場を営み、一戸建住宅に住む家族で、工場主である父親夫婦に長男夫婦、未婚の次男、長男夫婦の長男(孫)の6人が同居している。その家族が孫の満1歳を祝う「トルチャンチ」をした。「トル」は「回、周年」、「チャンチ」は「宴」の意味がある。生後百日目のチャンチをすることもある。生まれたては、古来の習俗では禁縄を門前に張りわたして、他

人の出入を禁じ、この百日チャンチないしトルチャンチが赤ちゃんのお披露目の機会となる。韓国の写真館の表に盛装した赤ちゃんの写真が多く貼られているのは、この折の記念写真である。

このチャンチの料理の準備に、当の赤ちゃんの母親である妻、妻の母、妻の母の義姉、妻の母の兄の息子の妻、妻の兄の妻の5人が協力した。赤ちゃんからみると、母方の5親等までの女性がそこにいる。赤ちゃんの父の母、つまりこの家庭の主婦が加わっていないのは、彼女がキリスト教系のある教派の熱心な信者で、固有の民間信仰を一切認めず、その日は妻の実家へ留守番に行っていたためである。夫には姉妹が1人いるが、彼女も幼児がいて子守りの手が離せないため、結局妻方の婦人たちが協力するようになった。チャンチへの来客は、夫側の友人20名、同僚15名、親族8名の計43名。妻側の友人5名、親族25名の計30名。合計73名が昼12時ごろより夜11時半まで入れ代わり立ち代わり訪れ、3室でそれぞれ接待を受けた。こういう方式は大広間がなくても、多人数分の食器がなくても大勢の客を招くことができる。いわば「時間差接待の祝宴」とでもいう形式である。ホストの側は宴が長時間に及び、台所も大変であるが、客の側は「一堂に会する宴会」に比べ、ホストと気がねなく話せるし、見知らぬ人と同席する機会も少ない。トルチャンチの客の贈物としてお定まりの品は、金の指輪・金の腕輪などである。赤ちゃんサイズなのでそれぞれ小さな物で、何個も贈られる。それを子どもが成長するにつれ、より大きなサイズに鋳直して、大学生になっても、大勢の人々より誕生の祝福を受けた証を指に見続けているのである。

この家庭の場合は、主婦が独自な信仰をもっている点で特異な例となるかも知れないが、親族同士の相互協力は父系に偏したものでなく、事情に応じて母系にも広がることがうかがえる。

5. しつけ

「躾(しつけ)」は日本製の漢字であるので、「しつけが良い」という子どものほめ言葉を何と言うのか、東京の大学で学ぶ韓国人留学生に尋ねた。直訳すると、「礼儀範節が良い」「家庭教育がよくできている」とか「くせがない」などの表現がある。韓国の子どもの家庭教育の中で重視される項目に、敬語の使用がある。現在の日本では、就職直後に敬語教育が施されるようになっているのに対して、韓国の都市中産階層の子弟は学童期に敬語を身に付けているという調査報告がある。都市化・都市問題の多くをかかえているソウルの学校は60人学級でも児童・生徒を学校に収めきれず、2部式授業の学校もある。子弟の教育が学校にのみ任せきりになる、都市下層の学童は敬語を身に付けるのが遅れるともいう。すると敬語も家庭でしつけられるわけだが、家庭での訓育者は主に父親であり、母親と子どもの関係は男女ともに心情的な絆が強いという（末成、前掲論文）。母子関係での「甘え」は子どもの成長後も日本より強いかも知れない。それでは、父親が家庭教育に孤軍奮闘しているのか。筆者は、親族同士・各種の「契」（グループ）員同士の大人たちがよく集まって、大人同士の関係を子どもの前でそれとなく見せる機会の多いことが、子どもの社会化に重要な機能を果たしているのではないかと思っているが、どうであろうか。

特集・家庭・家族を見つめる

ソ連の家庭・家族の事情

――共働き、離婚問題への対策――

稲子宣子
日本福祉大学教授

共働き

ソ連の家庭・家族を見つめるとき、多くの人びとが関心をもつのは、まず第一に共働きが圧倒的に多いことである。

ソ連で共働きが非常に多いことは、労働可能年齢の婦人の90%以上が就業していることから見ても明らかである。何故そんなに共働きが多いのだろうか。

ソ連の慢性的な労働力不足や、賃金の相対的な低さが共働きを余儀なくさせているのだというマスコミの報道がある。しかしソ連科学アカデミー社会学研究所が行った調査によると、「もしあなたの夫の賃金があなたの賃金をプラスした額になったら、あなたは仕事をやめますか？」という質問に対して、回答者の70%以上は「いいえ働きつづけます」と答えた。その理由を聞いてみると、共働きをつづけるのは、経済的理由によるだけではなく、「働くことは、自分が社会にとって必要な人間であることを自覚させ、創造的な能力を高め、生活を充実させるから」とか、「自分が受けた教育によって獲得した能力を社会的に生かしたいから」というような答えが多かった。すなわち現代のソ連の婦人にとっては、共働きでない生活などは考えられなくなっているのである。しかし多くの家族にとって、共働きをつづけることが可能なのは、働く婦人に対する母性保護政策が行きとどいていると同時に、子どもを持つ家族に対する国家の配慮が行きとどいているからである。例えばソ連の労働法は、婦人労働を広く用いている企業(施設・団体）に対して、保育所、幼稚園、授乳室、婦人休養室の設置を義務づけている（ロシア連邦共和国労働法典第172条)。

保育所、幼稚園などの就学前児童施設は常に増設されており、都市の子どもの約70%がそれを利用している。これらの就学前児童施設に子どもを預ける費用の80%を国が支払っているので、親の負担する分は20%に過ぎない。子だくさんの家庭については、この小額の親の負担金が更に半分に減額され、低所得家庭の場合は完全に無料となる。また、小学校に入ってからの学童保育も盛んである。ソ連の学童保育は、わが国のそれとは違って、学校の授業が終了すると、学校そのものが学童保育所となり、共働き家庭の子どもたちは、両親が帰宅するまでの時間を、学童保育学級で、先生と一緒に食事をしたり、散歩をしたり、昼寝をしたり、勉強したりして過ごすのである。現在、１年生から８年生（ソ連の義務教育

は11年制である）までの生徒の３分の１が、この学童保育学級で夕方までの時間を楽しく安全に過ごしている。学童保育の際の給食費は、家庭の収入に応じて全額無料、あるいは一部のみ親の負担である。

子どもたちのほとんどは夏休みを自然の中にあるピオネール・キャンプで過ごす。例えば1985年には、ソ連国内の７万を越す郊外のピオネール・キャンプを1,600万人の子どもたちが利用した。キャンプ１回（27日間）の利用に約100ルーブルかかるが、その利用券の半分は無料で提供され、残りの人たちも実費の20％を負担するだけである。

ソ連の婦人が、子どもを産んでからも安心して共働きをつづけられるのは、子を持つ家族に対する国家の援助がこのように大きいことと関連しているといえよう。

それでは、母親が職業を持って働いていることは、子どもにどのような影響を与えているだろうか。

ロシア連邦共和国国際婦人年実行委員会議長であったリジヤ・ルイコワは、次のように述べている。

「まだいとけない幼稚園の園児たちと話し合う機会がありました。『大きくなったら何になるの？』と質問されると、彼女たちは『織物工になりたいわ』『技師になる』『調理師になるのよ』と口ぐちに答えましたが、一番多かったのはその子の母親の職業でした。母親は、その職業によって子どもたちの尊敬を得ているのです」。

離婚

ソ連の家庭・家族について論じられるとき、人びとの関心をひきつけるもうひとつの問題は、離婚が

学校は１日中開放されている。モスクワ第146中学校の遊戯室（学童保育学級）（APИ提供）

多いということである。事実、ソ連では、現在離婚が大きな社会問題となっている。

1982年の統計によると、ソ連の離婚率（人口1,000人当たりの離婚件数）は3.3であり、アメリカの5.1について、世界で第２位の高さを示している（西ドイツが1.9、フランスが1.6、日本は1.4）。

何故だろうか。離婚には多くの要因が複雑にからみあっているので、離婚の原因そのものを明らかにすることは困難であるが、今日のソ連で離婚を増加させている一般的な社会的要因について考えてみることは出来る。この観点からソ連の学者が、離婚の増加をもたらした要因の第一としてあげているのは、婦人の社会的労働への参加が高まったことである。このことは、ソ連だけではなく、他のすべての国においても共通しているのだが、特にソ連の場合、婦人の社会的労働への参加の度合いがずばぬけて高いことに注目しなければならない。

婦人の職業分野は国民経済のあらゆる部門にわたっているが、特に保健、社会保障、教育、生活サー

ビスなどの分野で婦人の占める割合が高く、男子よりも責任ある地位についている婦人も多い。しかも資本主義諸国とは違って、ソ連では男女同一労働同一賃金の原則が法律上だけでなく事実上も守られているので、当然、婦人は家計に大きな収入をもたらしている。この結果、「夫は稼ぎ手であり妻は主婦である」という伝統的な役割分担がくずれ、妻は夫に依存する存在ではなくなった。このことは同時に、夫婦間の意見の不一致や夫の性格に対する妻の不満が離婚に結びつく可能性を高めている。すなわち家族を結びつけている諸要素の中で、物質的な要素よりも精神的な要素の占める割合が大きくなるとともに、夫婦のお互いに対する情緒的な要求の水準が高まり、このような情緒的な要求が満たされない場合に、相手に対して幻滅を感じる度合いが大きくなり、このことが容易に離婚に結びつくのである。しかしその反対に、夫婦ともに社会の一員として働いていることが家族の連帯感を強め、家族関係を強固にするということも見逃すことはできない。現に共働きの家族の中には、妻も夫とともに社会生活を通じて成長しているので、夫婦の間の共通の関心が高く、互いに働く仲間としての尊敬や信頼という固い絆で結ばれている家族が多いことも事実である。従って、婦人の社会的労働への参加の度合いが高いことだけがソ連の離婚率の高さの要因であるとすることは出来ない。

そこで第二の要因としてソ連の学者たちによって共通に指摘されているのは、工業化、都市化による生活様式の変化ということである。これもソ連だけの問題ではないが、工業化、都市化が家族関係に及ぼす影響とは、(1)職場と居住の流動性の高さが家族関係にもたらす不安定要因、(2)伝統的な地域共同生活や血縁集団が家族をつつみこむ度合いがうすれること、(3)結婚が純粋に個人的な関係になっていることなどであるとされている。

第三の要因としてあげられているのは、ソ連で長い間重工業優先の成長政策がとられざるを得なかった結果、社会的生活サービスの充足度が達成されていないため、住宅条件が悪いことや（特に若い夫婦が独立住居がないために親と同居を余儀なくされることがある）家事労働の負担が軽減されていないことなどが家庭内トラブルのたねになりやすいことである。

それではこうしたことが要因となっている離婚現象に対して、ソ連ではどのような対策がたてられているのだろうか。

そのひとつは、結婚と家族の問題についてのカウンセリングの組織化である。1971年にレニングラード市が結婚・家族問題相談所を設けたのを先例とし

学童保育学級のお昼寝時間。
モスクワの小学校（APИ提供）

て、現在では多くの大都市に相談所・相談室が設けられるに至っている。これらの組織は家族紛争についての相談だけではなく、「結婚教育」や結婚の世話活動も行い、また家族問題の調査や政策立案も行っているようであり、これらの諸活動を総括する概念として「家族サービス」という概念が生まれてきている。

離婚現象に対するもうひとつの対策は、安定した家族生活の環境づくりにかかわるものである。

1986年3月、ソ連共産党第27回大会は、第12次5ヵ年計画の幕明けにあたって、「子どものいる家族への援助を拡大し、婦人の労働・生活条件を改善する」という基本方向を確認した。その具体的な内容は次のとおりである。

(1)これまで子どもが1歳になるまで母親に与えられていた一部有給の育児休暇期間を、子どもが1歳半に達するまで延長するとともに、6ヵ月間の追加の無給休暇をとる権利を与える。

(2)妊婦のための専門予防診療所網を発展させ、産前休暇（現在8週間）及び病気の子どもを看護するための有給休暇を延長する。

(3)近年中に児童に保育所、幼稚園などの就学前施設を保障する問題を解決し、そこでの養育条件を改善する。

(4)約300万人分の就学前児童施設を建設する。

(5)学童保育制学校網、ピオネール・キャンプ、学童会館、スポーツ学校その他の児童施設網の発展を継続する。

同じく第27回大会で採択されたソ連共産党綱領新稿も、「働く母親の状況の一層の改善」を目標としてかけ、その具体的な内容を(1)産前休暇及び育児休暇の期間を延長する、(2)家族の休息のためのサナトリウム、休息の家、保養所網を拡大する、(3)婦人雇用のさまざまな形態を発展させ、婦人の希望に応じてフレックス・タイム制や労働時間の短縮、自宅作業方式をより幅広く適用する、などとしている。

学童保育学級――散歩の時間（APN提供）

こうした働く母親や家族に対する一連の政策の目的は、働く婦人の負担を軽減し、職業生活と家庭生活を両立しやすくすることにあり、それ自体としては直接に離婚の予防につながるものではないが、それは結局のところ新しい家族関係の条件づくりに寄与するのであって、それを通じて家族関係の安定のためにプラスに作用することにもなると考えられている。

こうしたさまざまな政策が既に積極的にすすめられつつあることの成果であるとは断定できないが、ソ連における離婚の増加傾向は、ここ数年頭打ちとなってきていることが統計上明らかにされている。

特集・家庭・家族を見つめる

西ドイツの家族問題

春見静子
上智大学助教授

ヨーロッパの家族は19世紀の工業化と都市化の中で、市民的法治国家を形成するうえでの基礎的単位としてその重要性が強調されるようになった。それに先立ち、キリスト教会は、家族を婚姻関係の夫婦とそれより生じる子どもより成る最小の自然的社会共同体としてその重要性を強調してきた。婚姻は秘蹟であり、教会がその有効性と時には無効性を宣言し、特別な祝福を与え、夫婦は三位一体の神を模範として子どもをキリスト教に導き、各自の人格の完成を目指す使命を負っていると教えられてきた。教会のこのような家族観はそのまま国家の家族観として受け入れられた。ドイツ連邦共和国の基本法が、その第6条に家族の特別な保護を定めているのはこうした背景による。現在も国民の約90%が新・旧いずれかのキリスト教会に属しているという国柄からしても、結婚が教会で執り行われる場合が非常に多い。それにもかかわらず、キリスト教の教えを毎日の生活に文字どうり生かしている信者の数はますます少なくなっている。都市や若者の間での宗教離れの傾向が特に著しい。社会の世俗化が進む中で家族は指針を失い多くの困難に直面するようになる。変動する社会のさまざまな問題は容赦なく家族に押し寄せ、「家族はもはや平和なオアシス」ではあり得なくなっている。人口構造の変化、出生率の低下、14歳以下の児童の人口の減少、離婚や別居家族の増大、婦人の職業生活への進出、目標をもたない青年たち、外国人家族の問題等は西ドイツが国をあげて取り組まなければならない重大な問題であり、家族政策と社会福祉の緊急で深刻な課題となっている。

1.少なく産んで完璧に育てる

1964年から79年までの年間の出生絶対数は104万人から58万人に大きく減少した。一方18歳以下の児童の人口もおよそ1,500万人となり、ドイツの6,150万人の総人口の約24%となった。また一家族当たりの児童数は1.5人で、これを人口の純再生産率に直すと0.7で、人口の減少は避け難い状況となった。この現状に衝撃を受けた政府は、1980年の連邦議会の総選挙に向けて、家族政策の重大性を強調した。児童の出生を低下させている背景を分析し、それを食い止める手段を講じることが必要であるとされた。

出生が減少している反面、生まれてくる子どもたちも決して祝福され望まれてこの世に生を得ているものばかりではないという現実がある。少し極端な

統計では、生まれる子どもの¾までが少なくとも誕生の時点までは望まれていないとまでさえ、いわれている。特に非常に若いカップルの場合には、妊娠についての十分な知識も用意もないままに、また親としての自覚を持つ前に出産してしまうことが多い。結婚と家族に関する援助システムの確立と、特にこうした若い人への助言や相談を行う機関が整備されることが望まれている。実際には避妊や中絶が簡単に行われ、セックスは子どもをつくることとは別なものと考えられるようになっている。それと同じ文脈で、結婚も家庭をつくるという制度的な面よりも個人的なものとして認識されるようになってきている。いわゆる結婚の個人化(Individualization)が進んでいる。といっても実際に子どもが生まれると大部分のカップルは子どもを受け入れるし、また社会制度としての家庭を築き、そこで子どもを養育している。

子どもを養育するうえで現代の社会が適していないという認識も広く行き渡っている。第一に子どもの教育は昔とは比較にならないほど変わってしまった。教育期間が著しく延長され、多くの子どもたちは18歳かそれ以上まで教育を受けている。子どもの教育はもう一つの仕事とまでいわれるほど、親に重い責任と負担を負わせるものになっている。経済的な負担はその一つである。子どもをたくさんもつことによって両親はそれまでの生活水準を維持できなくなることを怖れている。1973年の統計によると、同一所得の家庭で子どもを一人もつと子どものいない家庭に比べて84%程度の生活水準を余儀なくされる。子どもが3人になると57%にまで低下するといわれる。そのために子どもはできるだけ少なく産み、完璧に育てようという努力がなされる。育児書や児童心理学の専門書が巷にあふれ、子育てに失敗しないように親は多くの専門的知識で武装して、子どもの生理的・生物的欲求だけでなく、心理的社会的欲求にも十分応えてやるべく至れり尽せりの環境を用意する。親は、育児は親としての務めで、それによって特別な見返りを求めたり得をするものではないことを認めつつも、そこから多くの満足と生活の充実を得て、時には外見的にも評価されるような成功を求めるものである。一つの職業のように子育てに没頭している親は決して少ないとはいえない。こうした事態は子どもにとっては必ずしも好ましい面ばかりではない。時に子どもを偶像化して必要以上に甘やかすこともおこる。プレゼントを多く与えすぎたり、子どもの機嫌をとったり、子どもの言いなりになる。精神的な傷を与えないように配慮しすぎることが逆に本当の意味で子どもを育てられない親をつくり出してしまう。親は子どもを崇拝することと教育することとを混同している。このような甘やかしは、場合によっては子どもの虐待と表裏一体をなすものである。西ドイツでは発表されているだけで、年間30,000人の子どもが虐待され、100人がそのために死亡している。本当の数はその10倍ともいわれている。

子どもの数が少なくなると、比較的早く子育てから手が離れて婦人も職業生活に復帰できるようになる。現に15歳以下の子どもをもつ母親の½以上は何らかのかたちで働いているといわれている。家に帰っても親のいないいわゆる鍵っ子は退屈をもてあましたり、情緒不安定になったり、非行に走ったり、学業不振に陥ったりということがおこる。ただし母

親の就労が子どもの非行の直接の原因ではないし、むしろ、母親の働く姿を見て自立心が育ちしっかりした考え方が身につくということも多いにちがいない。子どもが小さかったり、子どもの数が多いとどうしてもフルタイムで働くことが難しくなる。一般的に母親の稼働所得は父親のそれと比べるとかなり低く、そのために家計の補助とされたり、自動車や家具などの大きい買物のためにあてられたり、場合によっては子どもの教育費の一部とされる。母親は就労にあたり、安心して子どもを預けられる保育施設や児童館、遊園地等を望んでいるがその充足度はまだ十分とはいえない。(表1) 働かないで育児に専念する婦人に対して教育手当を支給すべきであるという提案もあるが実現されてはいない。

表1. 年齢別児童施設の利用状況

1982年末

年齢区分	児童数	定　員	施設種別	供給率
0～3歳	1,849,000	26,245	保育所	1.4%
3～6歳	1,736,900	1,334,997	幼稚園	76.9%
6～15歳	6,591,100	86,831	学童保育所	1.3%
(6～12歳	3,876,900	86,831	学童保育所	2.2%)

Deutscher Bundestag 10. Wahlperiode Durcksache 10/4623 6頁

子どもを育てている家族の負担を社会的に調整するための制度としてはおよそ次のようなものがある。①児童手当：第一子より支給され、満18歳までのすべての児童を対象に親の所得と無関係に支払われる。1981年の国のそのための支出額は185億マルクという巨額を示している。②税金の控除：例えば配偶者がいなくて、1人以上の子どもを養育している場合には家計費控除として年額4,212マルクが控除される。1981年の支出総額260億マルク。③母性休業補償：出産のために休業する婦人に対して月額750マルクと社会保険料を6ヵ月間支給するものである。総支出額10億8千マルク。④義務教育以上、すなわち第10学年以上に在籍の生徒と大学生のための教育補助(貸付)として月額480マルクの奨学金が支給される。支出総額37億マルク。⑤生計費補償金庫として、片方の親が子どもを育てていて、生計義務者がその扶養を怠っている場合で子どもが満6歳未満であれば、36ヵ月間にわたり生活保護の基礎額相当額を支給する制度、支出総額1億1千マルク等である。

2. 新しい離婚法と子どもの福祉

キリスト教の中でも特にカトリック教会は信者同志の離婚を認めていない。「神が合わせたものを人が解くことはできない」という聖書の教えを文字通りに守っている。しかし、民法上はかつても今も離婚は合法的に認められてきた。特に1976年改正された婚姻、家族法において、それまでは配偶者のいずれかに落ち度があった場合にその責任を問われる意味での離婚が成立したのであるが、新しい離婚法では、夫婦の間の愛情がなくなり、生活共同体を維持することが不可能となり、かつ回復の見込みがないとされれば、そこに立ち至った理由のいかんを問わずに破綻した結婚として離婚を認めるというように改められた。離婚は基本的には夫婦の問題であるが、それによって子どもが被る迷惑も大きい。そこで離婚を申し出る前に双方は十分に子どもの問題を協議して、誰が子どもの養育者となるか、すなわち誰と一緒に暮らすかを夫婦が一緒に提案するように求めら

れている。すなわち、離婚後の子どもの帰属を子どもの立場から考えるように求められている。特に子どもが14歳以上であれば子ども自身の意見が尊重される。1950年から1983年までの離婚件数の推移は表2のとおりである。離婚の増加は1970年以後に顕著であり、新離婚法制定後1、2年は減少したが、1980年から増加し1983年では121,317組となって最高値を示している。同じ年の結婚が369,963組であるから、3組の結婚に対して1組の離婚ということになる。西ドイツには片親家族が80万あり、その家族に属する18歳未満の子どもは120万人で、その半数は離婚による子どもたちであるといわれている。

離婚が子どもに与える影響は大きい。離婚の数はあくまでも裁判所で決定されたものとして挙げられているが、そこに至る経過は長くその間も子どもは脅威に身をさらすことになる。ある時には邪魔ものとして扱われ、ある時は夫婦の憎しみの関係から、一方の親から切実に求められる。特に夫または妻に別の相手がいるような場合には、その人への嫉妬が子どもとの結びつきを病的なものにする。離婚はほとんどの場合に冷静で客観的な解決とはなり得ない。結婚がある意味で最も親密な関係であるからこそ、その破綻は大きい傷をつくる。新しい離婚法で養育の権利はどちらか一方の側に与えられ、しかもそれを決めるために子どもの福祉を真っ先に考え、その観点から夫婦で話し合うことが求められているが、現実には親の見栄や自分の罪意識の補償として子どもの所属を決めることが多い。また現に子どもを引き取っても今度は一人ですべての責任を負うことの重さを耐えがたく感じることがある。子どもは両親2人の子どもであるから、一方の親のもとで暮らしても、もう一方からの仕送りを受けるし、その親との交渉権をもち、親には子どもについての情報が与えられる。そのために養育権のある親は自分の教育についてもう一方から監視されるように感じる。親が再婚した場合にどうなるのか、小さい時に母親と暮らしていた子どもが大きくなるにつれてより多く父親を必要とするようになった時、養育権のある親はどうするのかなど問題は多い。家族の規模が小さくなり、父親の権威が弱まり、女性がますます社会へ進出して行くようになるにつれ、子どもたちはより孤独となり早くから一人立ちすることをある意味で強制される。離婚した両親の子どもたちはその典型であり、彼らが成人して家庭を築くとき、それがどのような形で影響を及ぼすのか楽観は許せない。

表2. 離婚件数の推移

年	数	対 10,000	
		人口	結婚
1950	84,740	16.9	67.5
1955	48,277	9.2	
1960	48,878	8.8	35.0
1965	58,728	10.0	39.2
1970	76,520	12.6	50.9
1975	106,829	17.3	67.4
1976	108,258	17.5	68.8
1977	74,658	12.2	47.7
＊1977年内訳			
旧法	72,959	×	×
新法	1,699	×	×
1978	32,462	5.3	20.8
1979	79,490	13.0	51.0
1980	96,222	15.6	61.3
1981	109,520	17.8	72.3
1982	118,483	19.2	78.4
1983	121,317	19.8	80.6

Wirtschaft u. Statistik 12/1984 988頁

特集・家庭・家族を見つめる

変わりゆくアメリカの家族

ジェームス・C・ピアーズ
ホープ大学教授・ミシガン州里親会顧問

訳・福田垂穂
明治学院大学副学長

父母と子どもたちが一緒に暮らし、身体的情緒的経済的安定を保障する核家族こそ、アメリカの大多数の家族の姿なのだと、今でも考えている人が多い。ところが、こうした核家族は、多様な家族の一形態に過ぎなくなってしまったというのが1980年代の現実なのである。

1.世帯類型

1984年には全世帯の59%が既婚者で、18歳以下の有子世帯がその半数弱、2%強が妻と別居中の男性世帯、約12%が夫と別居中の女性世帯である。約4%が非血縁者との同居世帯、22%強が単独生活者の世帯である。18歳未満の有子世帯の19%が母子世帯、3%強が父子世帯、残り78%は再婚した場合も含め両親と一緒に暮らしている。

こうした種々の形態の家族を分析してみると、以下のような事実が浮かんでくる。同じく1984年の統計によれば、アメリカ人の男女とも90%以上が結婚したいと考えている。45歳以上の男性の94%、女性の96%までが少なくとも一度は結婚した経験がある。離婚者の男性の6人中5人、女性の4人中3人までが75歳までに再婚している。

2.配偶者と同居していない女性世帯

この中には、別居、離婚、未亡人、未婚者が含まれる。この構成比は、1970年から84年に至る15年間に大きく変化した。1970年に最大の百分比を占めたのは、未亡人の43%であった。それが1984年には、離婚者の37%が最大値となり、未亡人は26%に下がった。別居女性数も減少した。この間23%から37%に増加した離婚者数の他、未婚女性も11%から18%に増加している。

こうした女性世帯の約半数が、連邦政府の設定した貧困ライン以下の低所得生活者である。この中の有子者の場合、母親たちの低所得、低学歴、不十分な社会的援護措置にもかかわらず、その子どもたちは情緒的安定、自尊感情、知的発達及び逸脱行動などの諸側面で、同程度の社会経済的階層で両親の揃っている子どもたちと有意差のある問題傾向は特に示していない。

女性世帯の一部を形成するのが未婚の母であるが、彼女らの産んだ子どもの数は、1960年の全出生児の5%から、1982年の20%と4倍増している。未婚の母の年齢別は、15歳から19歳が、1960年の1,000人中15人から、1982年には30人へと倍増した。このグ

ループが特に貧困及び低学歴と結びついている。

3.結婚の傾向

ここ数年、初婚年齢が2歳上がって、今世紀初めの1900年頃と大体同じになった。1980年の平均初婚年齢は男子24歳、女子22歳である。青年たちは、まず専門職者として自立しあるいは大学教育を終え、社会的地位をつかむのを先行させたがるようである。

一方、結婚を余り遅らせると、結婚の機会を失うかもしれないと警告する調査も最近現われた。例えば、大学卒の女性が20代後半まで結婚しないでいると、結婚のチャンスは激変するというのである。学卒で30歳の女性のチャンスは20%、35歳になるとそれが5%になり、40歳ではわずか2.6%になるという。

4.単身生活者

独り暮らしを選ぶ者の数も増えている。理由として、自己啓発、自由な暮らし、種々な人と友人関係でいたい、経済的理由などが挙げられている。

独り暮らしの女性の場合は、高学歴、高所得、管理職的地位、専門職などの相関関係が挙げられる。精神衛生的な側面や幸福観などとも関連があるようだ。

一方、男性の単身生活者は、健康上の理由、低所得、神経症、逸脱行動、アルコール中毒、暴力、人間関係の不適応などが要因となっている。

5.同棲生活者

アメリカで増加しているいまひとつの形態は未婚のカップルの同棲である。過去15年間に、その数は4倍増したという。それでも全世帯数の約4%ではあるのだが、その中の⅓は1人以上の子どもを持っている。こうしたカップルは、25歳から44歳の年齢層に集中して見られる。この層は15年間に20%から61%に増加し、11%から22%へ倍増した25歳以下の年齢層がこれに続いている。逆に45歳から64歳の年齢層は35%から11%へと減少、65歳以上は34%から6%へと激減した。

未婚のまま同棲中の何人が、同棲開始時点で、他の誰かと法的には婚姻関係にあったのかどうかは分かっていないが、1984年の調査では、同棲中の男性の92%が結婚、離婚、死亡歴のない者であった。女性も同様で、既婚者で夫と別居中に他の男性と同棲しているのは、同棲者中の8%に過ぎなかった。

同棲を選ぶのは、経済性、擬似家族的雰囲気、性行為のパートナー、個人的親密さ、法的制約を嫌う試験結婚的意味などであろう。同棲中の大多数が、出来ればいつか正式の婚姻関係に入りたいと考えているという、興味深い調査結果もある。

6.離婚

統計上は、25歳から34歳の間の男女のすべてが75歳までには婚姻関係を終えることになる。離婚率は1982年にいったん減少したものの、その後は劇的に急増している。第二次大戦後のいわゆるベビーブーム団塊世代が離婚率の高い年齢に達した80年代以降も、この傾向は続くであろうと予測される。

離婚は結婚後3年以内に起こるものが多く、1984年の数字では、総数の38%までが4年以内の離婚とな

っている。

また、統計的には、どちらか一方が20歳以上の年齢に達してからの結婚の方が、10代同士の結婚より離婚率が低い。また結婚年数の長いほど離婚率は減少する。一度以上離婚した者は離婚を繰り返す傾向が見られ、白人より黒人の方が、また学歴、収入の低いほど離婚率は高くなっている。

7.就労婦人

独身既婚を問わず、婦人の就労は定着した。1984年には、全労働力の44%が婦人で占められ、全女性の54%が就労もしくは就労希望者である。学齢前の幼児を持つ母親の約半数がフルタイムあるいはパートタイムの有職者である。

大多数の婦人は必要上就労している。自己実現のために、また社会的接触を増すためにというのがその他の理由である。しかし現在でも、婦人の給与は低く、昇進の機会も少ない。婦人所得の平均は、男性の約60%である。

家庭生活に起因する職業上の不適応は、子女の養育の問題、妻・母・職業人としての種の役割からくる緊張、自分のための時間の無さ等が挙げられる。家事や育児の役割分割をめぐって、夫との間に争いが起こることもあろう。社会的保育の充実、就労時間帯の柔軟性、男女同一賃金の運動は今も続けられている。育児や家事に男性が協力する傾向は一般化してきたものの、まだ大部分は女性に押しつけられているのである。

8.子どものいない既婚者

子どもを持たないことに決めた既婚者もいる。子どもを持つようにとの社会的な圧力はまだ残っているものの、意図的に子どもを産まない既婚者の数は社会的関心を引いているし、次第に受け入れられる傾向にある。

1984年の数字では、30歳から40歳の間の婦人の16%が子どもを持たず、35～39歳では11%が、40～44歳の婦人の7%が子無しである。子どもを産むのを計画的に延ばしている人もこの中にはいるだろうが、高齢者の場合はこのまま子ども無しで過ごすことになろう。また高学歴の婦人ほど子どもを持たない選択が増えているという調査結果もある。

子どもを持たない利点として挙げられているのは、より多くの時間を配偶者や自分自身の専門職業に、また自己実現や余暇のために、更には高所得を得るために使うことが出来るなどである。双方の合意で子どもを持たない選択をした場合には、子どもを持った夫婦より夫婦関係の満足度が深いこともあり得るのである。

9.養子縁組をする家庭

養子縁組には2種類あると考えられる。すなわち縁者間の養子と非縁者による養子である。前者は例えば親類を養子にするとか、義理の親や祖父母によるものなどの場合がある。その他親戚関係にないものが後者である。

アメリカ児童福祉連盟では、1977年には102,000人の児童が養子となったが、1982年には50,000人が養子になるだろうと言っている。この減少の理由は、人工中絶の合法化、計画出産の普及、単親の女性が

子どもの養育を継続する傾向などである。

養子に出す子どもたちの提供源はいくつか考えられる。婚姻外出産、遺棄児、外国からの養子、孤児、離婚当事者の双方が親権を放棄した場合などである。最近は、健康な白人の子で養子に出される数が減ったために、人種の違う子どもや年長児、障害児を養子にする事例も増えている。

更に新しいタイプの養子縁組に、開放式とでも呼ぶべきものがある。この場合は、実親と養親がお互いに分っていて、相互に連絡し合うことさえある。また養子になった子どもの方から、実親をみつけて連絡を取りたいと希望する場合もある。

10. 里親

里親は、児童の実親が法的な親権は保持しながら、必要に応じて家庭から離して、児童を社会的養護に措置することである。これは限定された期間、他人の家族の一員として生活することを期待されるので、里子にとっては不安定な家族構造だとも言える。

児童福祉連盟では、1977年には502,000人が里子に出されていたが、1982年には243,000人が里親に措置されたと言っている。里親は、どこまでも児童に一時的な代替家庭を与えるものであることを知るべきである。子どもたちは、親の疾病、遺棄、死亡、離婚、低所得、虐待や放任などの理由で、この社会的養護を受けるのである。里親は自分の子どもがいる場合も、いない場合も、夫婦が揃っているのが大部分である。彼らは経験や研修を積んで、措置機関から専門性が高いと認められるようになると、それなりの資格と立場で遇されるようになる。

以上述べてきた家族の形態は、変わりゆくアメリカの家族の多様性をはっきり示している。つまり、ひとつではない多数の形態の家族が存在するのである。

人口問題の著名な研究家であるポウル・グリックは、1984年版「アメリカの人口問題」の中で、1990年代をこう予測している。未婚の母とその子どもたち、離婚した母子世帯、父子世帯の比率はますます増加するであろう。有子の既婚世帯数は減少し続けるであろう。子どもを持つことを先に延ばすか、持たないままになる既婚者が増えるので、子どものいない既婚世帯数は大体横這いとなろう。男女共、独身でいる期間が長くなり、あるいは意図的にか偶然かは別にして、結婚しないままで終る場合も増加するであろう。未婚のままの同棲者も増加を続けるであろう。しばらく横這いだった離婚率も、ベビーブーム世代が25～39歳に達する80年代後半からまた増加に転ずるであろう。また、再婚率は次の5年間は低下するであろうし、2度以上の離婚数は逆に多少増えるであろう。児童期のある期間、単親家族となる児童数も増え続け、実親と継親の組み合わせである両親と暮らす児童数も更に多くなるであろう。養子と里子の児童数は漸減するであろう、と。

形態は変わろうとも「家族」は存続するのである。ポウル・グリックはこう言っている。「離婚の増加、単親世帯、生涯独身でいる者が増え続けても、また家族そのものが今日の家族とは形を変えるとしても、人間は依然として家族の中で生きるのである。アメリカの家族はなおも変化するのであろうが、家族の絆はいつまでも残るはずである」と。

特集・家庭・家族を見つめる

イスラエルのキブツ

——集団保育の子育てへの影響——

石垣　恵美子
聖和大学教授

イスラエルにおけるキブツの親子関係については本紙第15号（1983年10月）で既に述べた。その折にもふれたが、70年の歴史をもつキブツの集団主義保育は今、次第にその特色を失いつつある。つまり、親と子が別々に眠る親子別寝制度から、メンバーたちの投票によって、親子同寝へと制度を変えるキブツが続出し、キブツの「子どもの家」はさながら普通の昼間保育所へ移行しつつある観がある。しかし、制度は変わってもキブツの理念は変わることなく、教育にあってもよいキブツ人育成を目指して「自由」「自治」「独立」の精神にねざしたきめの細かい教育が行われている。以前から家族関係は重んじられていたが、最近は特に、家族同志の絆がキブツのメンバー同志の連帯の原型であるとの考えが重視され、キブツの生活はより家族的になってきている。

今回は、筆者がイスラエル・ハイファ大学教育学部に留学中に、付属のStudy Center for Children's Activitiesにおいて行った観察の一部をごく簡単に紹介し、家庭・家族の問題を考えてみたい。同センターでは、曜日毎に、キブツの子どもたちの来る日、一般ユダヤ人の子どもたちの来る日、イスラエル在住のアラブ人の子どもたちの来る日が設けてあり、環境のととのった保育室で半日の保育が行われるが、この3者を比較・観察した結果は次の通りである。発達と活動内容の面からの分析を記そう。3者とも5歳児の集団である。

①身体的発達は外見上からは個人差がみられるが、3者間に相違があるとはみとめられない。

②精神的発達、すなわち情緒的、意志的、知的発達に関しては、3者間にかなりの相違がみられた。

③情緒の最も安定していると見受けられたのは、キブツの子どもたちである。生まれた時からの仲間と一緒であるという安心感が、異なった環境に入っても動揺しない安定性を生みだしている。一般ユダヤとアラブに関しては、新年度に新しく作られた集団であるため、不安の度合いは両者とも同じである。しかし、一般ユダヤの方が喜びの表現が比較的多くみられ、アラブの方が泣く子が多かった。これは、アラブの場合、言語による障害も関係していると思われる。（アラブ人は平素はアラビア語、センターではヘブライ語で保育をうける）また全般的に、ホーム・コーナー（ままごと）は子どもの情緒を安定させる場所であるように見受けられた。

④意志的発達は、これをどうとらえるかによって見方が異なってくる。長時間じっと忍耐して教師の話を聞こうという意志は、アラブが最もすぐれている。しかし、靴をはくのに人手を借りず最後まで自分ではきおおせようとする意志はキブツの子どもの方がすぐれている。一般ユダヤの子どもたちは教師にはかせてもらう。アラブの子どもははじめから靴をぬがない。「パズル」を最後までやりとげるのはキブツの子どもたちである。従って、従順への意志はアラブの子どもたちが最も強く、完成への意志はキブツの子どもたちが最も強いといえるであろう。その原因は、民族性や個人差もあるが、入園までの家庭や子どもの家での教育のあり方にあると思われる。

⑤知的発達は、潜在的に生まれつき知能の高低はあるものの、生まれてから入園までの育てられた環境にも多く左右される。

キブツの子どもの家はセンターの環境と類似している。各キブツがセンターを見習って子どもの家の環境を整え、センターにおける新しい試みが成功すると、各キブツは直ちにそれを取り入れる。キブツの子どもたちは3歳ごろより既にセンターによく似た環境に育ち、それ以前の「幼児の家」もセンターにおける実験を部分的に取り入れている。そのため彼らはセンターに来ても複雑な活動ができる。一般ユダヤとアラブは新年度に幼稚園に入園するまで、各人が異なった環境の中で育ってきている。一般ユダヤの中には乳幼児の頃より保育所に入っていた者もかなりおり、その家庭は民主的である。アラブの場合、ほとんど家庭で育てられており、その家庭の大部分は保守的で、子どものための好ましい環境づくりが配慮されている場合は少ないと推察される。そのため、知的発達の面でも差が観察された。キブツの子どもたちには、「そこにある材料を使って何か作品を作りだす段階」が多く観察された。一般ユダヤとアラブは、「試しにさわってみる段階」、次に「材料そのものをもて遊ぶ段階」が多く観察された。

Study Center での保母とキブツの子どもたち

ホーム・コーナーは前述したように情緒面よりみれば子どもを安定させる基地の役目をしている。しかしそこでしばらく時を過ごして安定した子どもたちは、周囲の環境をみわたして知的興味にかられて、それぞれのコーナーへ散っていく。

ひとつの活動を終えた子は一応基地であるホームコーナー（時にはブロックコーナー）へもどる場合が多い。

複雑な活動が最もたくみなのはキブツの子どもたちである。例えば、ホームコーナーへ家を建てるのに大型積み木をトラックに乗せて運び、途中で信号機を使って交通整理が行われ、何度もかよって家を

作り、その中でままごと遊びを展開した。一般ユダヤの子どもたちは、トラックに積み木をつんで走らせるが、家作りには発展しなかった。アラブの子どもたちはトラックを走らすだけで、積み木に手をつける者はひとりもおらず、トラックの取り合いが何度も起こった。アラブの子どもの場合、「仲間のする通りしていれば間違いはない」と考える子どもが多いようで、そのせいか1つのコーナーへのナダレ現象がしばしばみられた。

以上は、センターへの入園後1ヵ月経過した時点での観察であるが、3者間の相違の最も大きな要因は、その育てられた環境の差によることが、明確だといえるであろう。

Study Center においては、さながらユダヤの知恵を見た思いがした。欧米の幼稚園をよく観察して長所を取り入れ、かつ理論的にも世界の教育界を網羅して、その上でユニークな活動が研究的に行われている。これはキブツの教育の指導力となっているばかりでなく、一般ユダヤはもとより、アラブの後進性を打破する原動力ともなっているのである。

今回の特集は「家庭・家族を見つめる」というテーマである。以上の行動観察にみられるように、キブツの子どもたちにとって「ホーム・コーナー」は最も安定できる場所である。これは平素の彼らの生活が何ら一般家庭のそれと変わらないばかりか、それ以上に家庭が彼らの生活のベースとなっているとみることができる一例ではないだろうか。

「キブツの子どもたちは発達的に何らかの傾向がみられるのではないか」ということが本稿依頼のご趣旨であったが、私はどんなことを示せばよいのか困

キブツでの父親と子どもたち

るのである。

当然のことながら、キブツでは共働きである。しかし、キブツというコミューンの中での労働であって、「子どもの家」とは地理的に極めて近いし、保育中に親がわが子に会いにくる場面や、保母が子どもたちを親の仕事場へつれてくる場面は多くみられるが、これは距離的にも可能である。午後4時半ごろからのファミリーアワーでは、非常に美しい親子団らんの光景があちらこちらに展開され、特に父親はわが子と実によく遊ぶ。

「集団保育」という言葉のイメージが「家族」と相対するという先入観で受けとられている場合があるのではないかと思うが、両者は共存できるし、集団保育だからこそなお家族を大切にしたいと彼らは願っている。日本の一般家庭よりも時間的にも質的にも、キブツの子どもたちは家庭的な保育を受け、家族の絆は強いように私は思えるのである。

〈参考文献〉 ●Ishigaki E. 1975 A Study of Maternal Rearing in the Kibbutz. 聖和大学論集第4—5号 ●Ishigaki E. 1977 The Relationship Between Parents and Infants in the Kibbutz 聖和大学論集第6号 ●Ishigaki E. 1983 A Report on the Parent-Child Relationship in the Kibbutz: Six Years Later. 聖和大学論集第11号 ●Ishigaki E. 1984 A Comparative Study of Educational Environments of Pre-School Children in Israel. 聖和大学論集第12号

解説 フランスの児童福祉と家族手当制度

藤井良治
千葉大学教授

はじめに

児童について語る場合に、家族の問題を別にすることはできない。その家族が多くの先進工業国において大きく変化しつつある。児童福祉の問題は常に家族と児童との関係の中で生まれてきたが、初期の児童福祉は主として貧困家庭と密接に結びついていた。しかし、今日の児童福祉は、貧困にまつわる児童の処遇が中心であったものから、豊かな社会の中で発生する児童の問題や家族の問題解決の方向に移っている。早くから少産少死型社会に突入したフランスでは、特に人口政策的観点から家族政策の強化が図られたが、1970年代後半から変化する家族機能に対応した新しい家族政策への転換が行われている。そうした変化を踏まえながら、フランスの児童福祉の概要をみてみたいと思う。

1.変貌する家族

フランスの人口は、約5,400万人。そのうち20歳未満が30%弱、65歳以上が13%弱であり、この構成比は第2次大戦後大きく変わっていない。フランスは、人口の老齢化（国連の基準では65歳以上人口比が7%をこえたものを言っている）の点では先進諸国の中で最も早く、既に19世紀の半ばにその水準に到達しているが、第2次大戦後の人口老齢化のスピードは比較的緩慢である。しかし、人口の高齢化の原因は、高齢者の寿命が伸びたからというより、出生数の減少によるものであるということが明らかになって、人口政策的見地から家族政策が重視されるようになり、今日の家族手当制度を生み出すことになった。

第2次大戦後、他の国々と同じように、フランスでも一時期ベビーブームが到来したが、高度経済成長期に入ると出生率は低下し始め、1970年代末には、人口粗再生産率（1人の女性が生涯に産む子どもの数。2.1以上でないと人口は減少する）は1.8前後となったため、人口政策面からの危機感が強まっている。だが、この出生率の低下現象はそれだけで独立したものではなく、その基盤となる家族の変化と並行した現象である。というのは、出生率の低下と並行して、婚姻率も着実に低下しており、その逆に離婚率の増加が顕著にみられるからである。1972年から1985年の間に、婚姻数は416,000組から273,000組に減ったのに対して、離婚は43,000組から109,600組と倍増している。こうした現象の大きな背景となっているのは、経済成長、大量消費社会の出現ととも

に女性の社会進出が進行したこと、しかもそれは、女性の高学歴化に加えて、避妊薬の使用認可（1967年）、妊娠中絶法、離婚法改正（いずれも1975年）など、子を産む性としての女性の解放が実現しつつあることである。こうした女性を取り巻く社会環境の変化は、自由な男女の結びつき、すなわち法的な結婚の形式によらない男女の同居、同棲を増加させているが、こうしたカップルは1985年で100万組をこえており、それらのうち結婚に至るのは3分の2にすぎない。しかも、法的な結婚によらない出生もふえており、1984年には全出生の18.5%、135,000人が婚外出産となっている。

生まれてくる子どもだけでなく、既に生まれた子どもたちの上にも親たちの変化の影響が大きく覆いかかっている。いわゆる「片親家庭」の増加である。両親の離婚、別居によって父母のどちらか（多くは母親）に子どもたちは引き取られることになるが、そうした家庭は、1975年から1982年の7年間だけで25%もふえている。言いかえれば、子どもたちの10世帯のうち1組以上が片親家庭だということになる。ある社会学者によると、子どもたちの4人に1人は、1度は片親家庭の経験をもっている勘定になるという。しかし、こうした伝統的な結婚や家族の崩壊傾向が止めどもなく続いて社会全体を覆いつくすわけではなく、伝統的な家族を中心に、同棲、離婚、別居、片親家庭、片親家庭同志の結びつきによる複合的家族など同様な家族の混在がノーマルであるような社会へ向っているというのが社会学者や人口学者たちのおおかたの見解であるが、個々の片親家庭は一時的なものであるにしても、全体として片親家庭の急増に対して、フランスの家族政策はこの問題を新しい主題であると考えていることは確かである。

こうしたフランス社会、とりわけ家族のありようの変化に対して、保革逆転によって保守政権が誕生した直後の国民議会で、シラク首相は、フランスの人口は冬の時代にあるとして、「フランスの活力を取り戻す千載一遇の機会であるから、大胆な家族政策を実行して〝皺だらけのフランス〟の若返りをめざすべきである」と強調している。

●新しい家族形態

（人口問題研究所のJ.-L.ラリュによる）　単位＝%

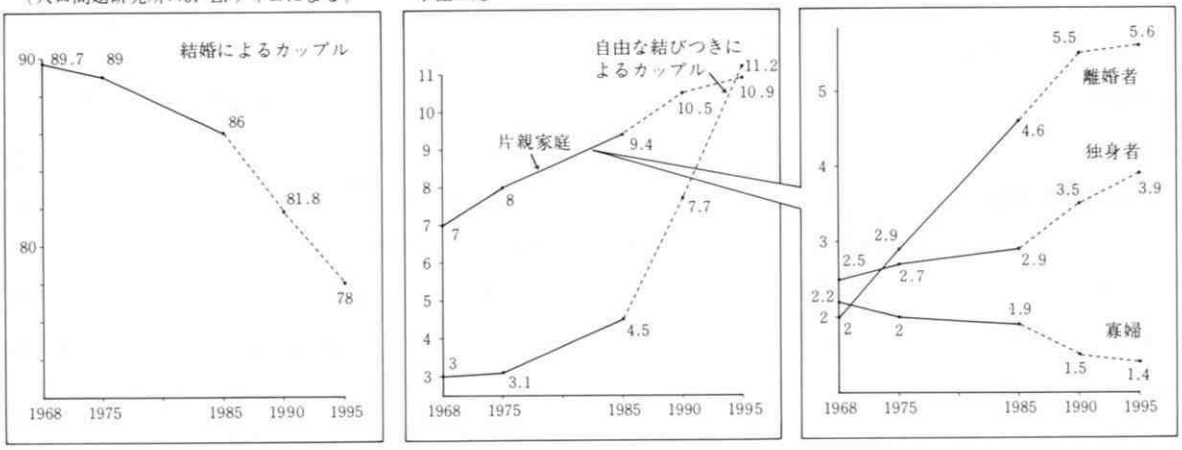

2.フランスの家族政策と家族手当制度

フランスの家族政策の最初の関心は人口問題であり、低下する出生をくい止めることであり、1939年の家族手当制度の制定であった。第2次大戦後のベビーブームの到来とともに家族政策の関心は、ふえた児童をかかえる家族のために住宅を確保することであり、住宅手当の創設（1948年）となった。また、子どものいる家族と子どものいない家族の所得のバランスを図る目的で、家族数による税控除(1945年)が導入された。高度経済成長や女性の権利拡大にともなって、高度成長末期に顕著になった片親家庭児童に対して、孤児手当が、次いで片親家庭手当（1976年）が創設された。そうした中で、女性の社会進出は動かし難い趨勢であることを認めて、働く女性たちが子どもを産みやすい条件づくりの一環として、育児のために2年間職場を離れることを認めた育児休暇制度（1977年）を取り入れた。1980年には、第3子以降奨励策が打ち出された。今日、妊娠から始まって、出産、育児、学校教育の全期間を通じて、児童に対する経済、社会生活の両面に及ぶ政策が実施されるに至っている。こうした家族・児童政策は、主として家族手当制度によって行われているが、家族手当制度そのものは、当初の児童手当的性格から、所得再分配政策的側面と社会福祉的側面に及ぶ広範囲な性格を備えるものとなっている。

家族手当は大きく生活保障、住宅援助及び個別目的給付の3種類に分けられる。生活保障給付は、家族手当及び家族補足給付から成り立っている。住宅援助は、多くの子を抱える家族に対する援助だけでなく、老人世帯や若夫婦などに対する福祉目的援助に及び、家賃補助や住宅取得・改修のための援助から成り立っている。個別目的給付には、出産に関連する給付、教育に関連するもの、障害児・障害者に関連するもの、及び片親家庭等に関連するものが含まれている。

これらの家族給付のうち児童に直接関連するものは、家族手当、出産給付、入学手当金、障害児特殊教育手当、片親手当及び孤児手当である。

家族手当：いわゆる児童手当である。扶養する児童が2人以上の家庭に対して、児童の数に応じて基準月額（1986年1月1日現在1,662.56フランの一定割合…2子の場合32%、3子73%、4子114%、5子以上1人につき41%を4子の割合に加算）を支給する。また、10歳及び15歳をこえる子についての加算がある。

出産手当(産前産後手当)：1984年12月31日以前に妊娠したものについては産前産後手当であるが、1985年1月1日以降の妊娠については出産手当として支給される。出産手当(allocation au jeune enfant)は、扶養する児童数に比例し、1人につき基準月額の45.95%が9ヵ月分支給される。

障害児特殊教育手当：20歳未満の障害児が治療・教育目的施設に入所する場合に支給され、障害の程度に応じて加算がある。通常は基準月額の32%であるが、重度の場合72%、中度の場合24%が加算される。

家庭援護手当：孤児手当と呼ばれていたものである。両親またはそのいずれかが扶養義務を放棄した児童に対する生活保障で、児童数に比例して支給される。両親の扶養義務放棄の場合、児童1人につき基準月額の30%、片親の場合22.5%が支給される。

片親手当：離婚、別居、扶養義務放棄、配偶者の死亡のほか未婚の母まで含めて、両親の一方が子を扶養する場合に支給される。ただし所得制限があり、現行年額38,650フランに、扶養する児童１人につき6,000フラン加算した額と定められている。手当額は基準月額の200％で、児童1人ふえるごとに50％が加算される。他に扶養する子のない妊産婦の場合は基準月額の150％である。

両親のための教育手当：３子以上の子を出産するために職をやめるか、パートタイム労働に切り換える母親に２年を限度として支給するもので、手当額は、職をやめた場合月額1,025フラン、パートタイムとなった場合512フランである。この出産のための退職手当は、多分に人口政策的な目的をもっているが、多くの失業をかかえて高年齢者の早期退職を奨励しているフランスの雇用政策的な配慮をその背後にみることは必ずしも穿った見方ではなかろう。家族手当や経済的援助によって出生率を回復しようという伝統的家族主義は保守政権において強くみられるが、家族給付と出生率回復との直接的関係はあまりないのではないかという消極論は左翼政権において強かった。フランスの社会保障立案者として知られるラロックは、「人口に関する問題はメンタリティの問題である」と言っている。

3.児童福祉

児童福祉には２つある。社会福祉の一環であるが、社会保障や家族給付との関連で行われるものと、孤児や社会的不適応児童に関する古くからある児童福祉である。前者としては、母性児童保護（PMI）や学校保健サービス、幼稚園・保育所、バカンスの家、青少年センターなどの施設がある。

母性児童保護は、第２次大戦直後の1945年に社会保障の一環として新生児保護を目的として制定されたものである。産前産後の給付が家族給付制度によって行われるほか、産前産後の医学的検査、予防接種などは医療保険の保健サービスとして行われている。また、働く母性の保護として産前６週、産後10週、計16週（最高20週）を有給休暇として認めている。出産したすべての児童に対して健康手帳が作られ、健康管理、健康教育のための記録保持に用いられている。

児童の福祉施設としては、保育所と幼稚園がある。前者は主として働く母親のために幼児を預るもので、一般保育所のほか、有資格の保母たちによる家庭で開設される家庭保育所、保母の助けを得て親たちの手で開設する親たちの保育所などさまざまな形態のものがある。これらの保育所に対して、家族給付制度が認めたものについて、その費用を主として家族給付制度、地方公共体等が負担し、残り一部を利用者が負担することになっている（1985年度で、１日当たりの平均的費用208フランのうち、51％は地方公共体、20％は家族給付制度、利用者負担は平均26％であるが所得に応じて負担率は異なる）。

働く母親以外の母親のための保育所も何種類かあり、幼稚園的なものや一定期間のみ預るものなどがある。特に後者の大多数は家族給付制度によって運営されている。また、自宅保育が不可能な家庭のために日夜続けて子どもを預る施設も少数であるが存在している。

子どもを預るだけでなく、教育目的をもった就学前の施設として幼稚園がある。フランスの幼稚園普及率はヨーロッパ諸国のなかでも高い部類に属しており、特に2歳児からの普及が進んでいる（1978年度で、2歳児の入園児は既に3分の1であり、4歳児では99%であった）。

学童のための福祉施設としては各種の余暇・スポーツ施設がある。そのために青少年及び余暇・スポーツ省が設置されており、各地に活動主体を設置してその活動に補助金を支出し、また余暇・スポーツ・センター設立のための予算措置を講じている。特に夏を中心とする長期休暇のための集団的なバカンス・センターやコロニーが国の補助や家族給付制度の補助によって積極的に設けられている。

母子児童保護と並んで児童の健康管理を行うものとして学校保健がある。1945年に母子児童保護とともに法制化され、現在は各県の保健福祉局の管轄となっている。学校保健の主な目的は、幼稚園への入園から始まって、教育過程の区切りごとに学童の健康状況を調べ、また学童の感染病予防、栄養指導などをきめ細かく実施することである。

児童福祉施設

		施設数	収容人員
保育所	従来型	1,402	75,775
	ミニ保育所	150	2,929
	家庭保育	—	40,270
託児所	福祉目的	87	2,656
	医療目的	47	2,070
	多目的	16	703
児童預り施設		272	12,778
母と子の家		98	2,488
精神薄弱児施設		1,397	96,300
性格問題児施設		242	14,900
身体障害児施設		124	7,900
感覚器官障害児施設		144	12,400
子どもの家		151	9,700
非行児童施設		159	4,700

資料：Annuaire des Statistiques Sanitaires et Sociales, 1984

児童福祉が早くから手がけてきたのは、不適応児童と捨て子、孤児の救済である。不適応児童は、身体または性格に問題があって、正常の学校教育、家庭生活、就業などが困難と認められる児童であり、それぞれそのための特殊教育が行われている。精神面に問題のある精神薄弱児は、児童の2ないし4%といわれ、これらの児童のために学校内に特殊学級が設けられるか、専門的施設が設けられている。性格や行動に問題のある児童は性格問題児として扱われ、児童の5%が該当するとみられ、準非行児などと併せて特殊教育・保護観察施設（法務省所管）に収容され、教育を受ける。感覚器官（盲目、ろう唖）または運動器官に障害のある身体的不適応児には、盲目またはそれに近い児童0.13%、ろう唖児童0.22%、運動器官障害児童1.75%などが含まれ、それぞれの状況に応じて文部、厚生、法務の各省の所管する教育、医療施設が特殊教育を行っている。

児童福祉の中で最も早くから行われているのは捨て子、孤児救済で、17世紀の聖人サン・ヴァンサン・ド・ポールにまで溯る。フランス革命時は孤児院収容政策が主体だったが、現在は施設より家庭引き取りの方向が重視されている。捨て子、孤児救済は治安目的の公的扶助の対象として社会扶助として行われてきたが、捨て子や非行児童等の特別のケースを除いて、社会保障（家族給付）のサービスに吸収される方向にあると言ってよい。

解説 北京市の児童福祉事情

蘇（SU） 坡（PO）
北京市教育学会副会長

子どもは国の宝である。そして国の未来であり、希望でもある。児童の資質の善し悪しは国家の命運と前途に直接かかわる問題である。新中国成立以来、わが国は児童の健やかな成長を非常に重要視してきた。とりわけ1978年12月中国共産党が第11回三中全会を開催して以後、児童問題は党全体、社会全体から重視され、保健、栄養、心理、教育の面だけではなく、身障児に対する福祉、養護の面でもかなりの発展を見ている。そして児童のための専門機関が設けられ、児童の心身の発達についての科学的研究が展開された。こうして、わが国の児童福祉事業は、新しい段階に入ったのである。

北京市は現在1千万に近い人口を擁している。そのうち、出生直後の子どもから学齢前の児童は百万名に近く、就学年齢に達した児童は百万を超え、合わせて北京市全体の人口の5分の1を占めている。このため、児童の福祉や教育の事業を成功させることは、児童の資質を高め、人々の生活を安定させ、首都の建設を発展させることに重要な意味を持つばかりか、全国に対しても大きな影響力を持つ。数年来、北京市人民政府の関係部門は、児童福祉、教育事業などを積極的に推進し、顕著な成果を収めている。主な事業は次の6つに分けられる。

1.児童の保健

子どもの生命と健康を守ることは、児童福祉事業の第一の大仕事である。ここ数年、わが国では産児制限の政策を実行し、「1組の夫婦に1人の子ども」が提唱されている。従って「立派な子どもを産んで立派に育てる」ようになったため、母子の健康を保護し、乳児の死亡率を低下させ、全体的、系統的な児童保健及び伝染病の予防の仕事を展開させることが、更に重要になってきている。

現在北京市には、児童保健所1ヵ所、小児科研究所2ヵ所、児童医院3ヵ所、産婦乳児保健院2ヵ所、婦人幼児保健所21ヵ所が設けられている。それ以外に、各医院には小児科が設けられ、医療にあたっている他、保健科は地域の保健の指導と管理にあたっている。このように児童保健の医療業務のネットワークが形成されている。児童には出生後すぐに健康カードが作成され、定期的に健康診断が受けられる。各種伝染病の予防注射とワクチンの接種を計画的に行っている。長期的な努力により、都市部の乳児死亡率は既に、建国初期の17.6%から1%まで引き下

げられた。児童の体格も普遍的に良好となり、体質も大いに強化されている。天然痘、ジフテリアなどの伝染病は既に消滅し、小児麻痺の発病率は年々低下し、それによる死亡は基本的になくなっている。はしか、結核などは、ワクチンによりコントロールし、肝炎、伝染性下痢症も有効な措置が取られ、発見と同時に隔離治療を行い、その蔓延と続発をくい止めている。

われわれは、衛生医療部門の専門家に頼るだけではなく、町内や村の衛生末端組織にまで深くかかわり、広く大衆に衛生保健の知識を宣伝し、広範な大衆の力によって仕事を進めている。比較的短期間で、大きな成果を勝ち得た主な理由はここにある。

2.児童の保育

新中国成立後、わが国の婦人は、男性と同等の社会的地位を得、社会の生産労働や社会的仕事に参加する権利を得た。婦人が就業した後、当然起こってくるのが、子女のしつけの問題である。児童の保育の事業を速やかに発展させるため、30有余年北京市は、国が定めている保育事業の方針を終始一貫して行ってきている。すなわち、衛生局、教育局が市立の託児所、市立の幼稚園を運営し、役所、工場、学校などの企業事業部門や軍隊組織が、各々の部門、各々の組織の必要に応じて自ら託児所、幼稚園を経営する一方、広く都市の町内や農村の郷・村の末端組織にまで働きかけ、自力更生の精神で、託児所、幼稚園などの組織を運営させている。子どもの保育の仕事は二重の社会的機能を備えている。大衆から後顧の憂いをとり除く社会的福祉事業であるとともに、次の世代の健やかな成長を育む教育事業をも担っている。従って各方面の指導者から重視され、大衆の関心と支持を得ている。1948年、北京市にはわずか15ヵ所の幼稚園しかなく、入園している幼児は2,400名であった。30余年を経た現在、幼稚園は工業、農業生産や経済の発展に伴い、勢いよく発展している。1985年9月の統計によると、全北京市の各種幼稚園は既に2,955ヵ所に達し、園児は31万6千余名、教職員、労働者は4万7千余名にまで増えている。

下の表でもわかるように、都市部の幼稚園は発展の伸びが早く、入園幼児数は既に20万名を超え、3歳から6歳までの入園率は、80%以上となっている。託児所の伸びも比較的早く、1984年9月の統計では、全北京市の各種託児所は1,752ヵ所、家庭託児所が1万6千ヵ所、収容されている乳児・幼児数は11万4千余名である。都市部では、生後56日から3歳までの児童の入託率は42.6%となっている。

北京市幼稚園基本状況

1985.9 統計

	園数	班数	在園児童数	教職員数
総計	ヵ所 2,955	班 11,914	人 316,024	人 47,033
〈部門別〉				
教育部門	126	1,247	40,516	3,702
その他の部門	1,283	7,107	173,399	35,157
団体	1,546	3,560	102,109	8,174
〈地区別〉				
都市部	1,244	7,796	207,766	37,651
県レベルの町	276	1,019	23,889	4,313
農村部	1,435	3,099	84,369	5,069

時代の前進と科学技術の迅速な発展に伴い、乳幼児の早期教育の重要性に対する人々の認識も徐々に高まりつつある。特にここ数年来、一人っ子の数がますます増えており、保護者の託児所、幼稚園に対する要求は知力の開発、人材育成の基礎固めの方面に眼が向けられている。また、自発的に次の世代に関心を持ち、子どもたちのために何かをやろうとする傾向が強くなり、都市であれ、農村であれ、託児所や幼稚園をつくろうとする気運が高まっている。こういったことが、児童の保育事業を更に発展させていく上で、有利な条件となっている。

託児所、幼稚園の保育、教育の仕事は、わが国の教育の総目標に基づき、乳幼児の生理的、心理的発育の状態や年齢ごとの特長と結びつけてプログラムを組み、体育、知育、徳育、美育などの全体的発展教育を行い、その身心を健康で活発なものに成長させ、将来への基礎づくりとすることである。幼稚園の教育事業は、国家の教育部門から出されている『幼稚園教育綱要』（試行案）に基づいて行っている。教育内容には、生活衛生習慣、体育活動、情操教育、常識、算数、音楽、美術など8つの部門が含まれる。幼児は活動的で好奇心が強く、質問好き、遊びごと好き、模倣好きであり、具体的なものを思惟することを好むという特長を持つ。従って、幼稚園教育では、遊びの形式や授業形式において、観察、労働、体育活動、娯楽及び日常生活など多種多様の形式や手段を用いて、十分に眼、耳、口、手など多くの感覚器官に訴え、手と脳の併用を促す必要がある。情操教育はそれぞれの活動の中に組み入れ、幼児が知らず知らずのうちに教育を受けられるようにする。また、教師やその他の職員は幼児を愛し、大切に扱い、一つひとつの言葉と行動はすべて子どもの模範とならなければいけない。幼稚園はまた、家庭と密接に連絡をとり、歩調を合わせ、双方の教育内容を一致させねばならない。これらはいずれも、幼稚園教育に求められる、遵守すべき事柄であり、努力してやらねばならない事柄でもある。

託児所のしつけ、教育は、国の衛生部門が公布している『3歳以前の小児集団教養大綱』（試行案）に規定される要求に基づいて行っている。数年来、託児所では日常衛生、保健に力を入れ、乳幼児の生活の保護と世話を強化するほか、3歳前の児童の大脳の発育は速やかである、という特長に照らし、日常生活のさまざまな活動と相結合する方法を採用し、乳幼児の早期教育を強化している。感覚器官の訓練と運動能力の訓練を行い、独立して生活できる能力、よりよい行いの習慣や衛生習慣を身につけさせ、活発かつ明るい性格の持ち主に育てあげている。

更に託児所と幼稚園はともに環境と安全に十分心を配り、児童が毎日戸外での活動時間を十分持ち、

樹木の苗に水をやる幼稚園児たち

発育に必要なさまざまな栄養がとれるようにしている。そして、子どもたちが託児所や幼稚園を愛し、自分の家の中で生活していると感じられるようにすべく心を砕いている。

十分なレベルを持つ保育者や教師を育成することは、託児所、幼稚園を成功させる鍵である。目下北京市には、幼児師範学校が２ヵ所あるほか、24の職業高校に幼児教育のクラスが開設されており、毎年中等専門教育を受けた１千名余りの幼児教師を北京市に送りこんでいる。これと同時に、職員、保育者、教師などのスタッフや園長、所長などの養成訓練の面でも、われわれは職工幼児師範学校や各種短期訓練班、業務講座を設けている。更に、雑誌『学前教育』を出版するなど、保育者、教師が専門的理論や知識を高め、幼児教育の経験を交流しあえるよう、その指導と援助に努めている。保育者、教師など保育に従事する者の責任感や誇りを高めるため、彼らに対して職業、道徳教育を行うことを重く見、優秀な者は表彰し、「模範教師」や「先進工作者」の栄えある称号を与えている。それとともに、政治面、生活面でも彼らに関心を寄せ、彼らの社会的地位を高めるべく注意を払っている。これらすべては、幼児教育の隊列を強化し、幼児教育の質を高めるうえで積極的な作用を及ぼすものである。

3.少年児童の校外教育

少年期はまさに身体が成長し、知識欲も旺盛、可塑性がかなりあるため、外からの影響を受けやすい。小中学生の校外教育の活動をいかに組織し、いかにとり行うかは重要な任務となってくる。

建国以来、わが国は各地に相次いで少年宮、少年の家、児童図書館、児童映画館及び多種多様な校外教育の機関と場を設けた。北京市政府も、少年児童の校外教育機関の設立を重視している。現在北京市には、国が運営する少年宮が16ヵ所、少年の家が45ヵ所、少年芸術館、図書館、科学技術館が13ヵ所ある。国の援助を受けている民営の住民委員会活動センターが1,013ヵ所。それ以外に、役所、部隊、工場、鉱山、学校が運営する少年の家が450ヵ所ある。完全ではない統計によると、これら校外活動の場が、毎年900万人余りの児童を収容して、コーラス、文芸合同公演及びフォークダンス普及などの活動に参加している。同時に、彼らの異なる趣味や長所に照らし、音楽、声楽、ダンス、演劇、朗読、工芸美術、電子、生物、模型、バスケットボール、サッカー、バレーボール、卓球、体操などのサークル、1,500余りを設けている。かつ５万名余りのメンバーに、長期的、専門的訓練を受けさせ、それぞれ異なる専門的基礎教育を行っている。

30年来、少年宮、少年の家などの校外教育の機関と場は、少年、児童が徳育、知育、体育、美育のバランスよい発展を遂げ、彼らの健やかな成長を促す面で重要な役割を果している。その他、人材を発掘し、養成する重要な場ともなっており、特殊技能を身につけた多くの人材が、往々にして、少年時代これらの校外教育の活動に参加していたことが明らかになっている。一方、都市の小・中学生は、１年のうち３分の１以上の時間（睡眠を除く）を学校以外の場で過ごすことになるが、大部分の家庭では父母が仕事についているため、放課後、子どもの世話を

する時間も能力もないのが実情である。従って、校外教育の場は、更に保護者の後顧の憂いをとき、社会生活を安定させる役割を担うこととなり、社会全体、各部門の注目を集めている。

4.盲、聾唖と精薄児童の教育

わが国憲法の明文の中に次の規定がある。「国家と社会は盲人、聾唖者、その他廃疾のある公民の労働、生活、教育を援助する。」昨年5月に公布された『中共中央の教育体制の改革に関する決定』では、更に一歩進めて次のように指摘している。「9年制の義務教育を行うと同時に、なお一層幼児教育を発展させ、盲人、聾唖者、身体障害者、精薄児童の特殊教育を発展させていかねばならない。」われわれが今後更にこの方面での仕事を強化していくうえで、一つの方向性をうちだしている。

①盲人学校

北京市には盲人学校が1校あり、学制は8年（小学5年、中学3年）である。これ以外に、按摩職業高校班が設けられていて、学制は2年である。現在盲人学校の学生は159名、教職員は72名である。

学校では盲人学生の特徴に基づき、徳育、知育、体育のバランスのとれた発展を目指す教育が繰り広げられている。盲人学生の体質を強化し、独立して生活できる能力を養なうべく、体育を重視し、主要教科としている。1984年6月、アメリカのロングアイランドで開催された第3回国際障害者オリンピックで、この学校の卒業生平亜利が、4.28mの成績で世界記録をぬりかえ、世界盲人B_2級女子走幅跳の部で第1位となり、わが国初の障害者オリンピック金メダル保持者となった。また音楽教育を通じ、盲人学生に思想面の教育を行い、知力を伸ばし、情操を育てるようにしている。小規模な楽隊や文芸隊を組織し、日常的に校内外のさまざまな上演活動に参加し、各方面から好評を博している。

盲人学生を、卒業後自力で生活する働き手に育てあげるため、学校は職業教育の授業を開設したり、按摩職業高校班を設けるなどしており、学生は卒業後、民政部門から仕事を手配してもらう。中には、独学で研鑽を積み、医師や教師になり、社会に貢献しているものもいる。

②聾唖学校

北京市には現在6ヵ所の聾唖学校があり、在校生は819名、教職員は292名である。都市に近い郊外地区に住み、入学条件を備えている聾唖児童であれば、誰でも入学できる。小学校は8年制で、普通の小学校の主な課程を修了する。一部の学校では、学生の就業の必要から、職業技術の授業を設けている。例えば、ミシン、木工、タイプ、美術などの授業である。ここの学生たちは、卒業時既にある種の専門知識と専門技術を身につけているため、関係部門の間で引っ張り凧である。

③精薄児の教育

北京市の精薄児に対する教育は、1981年より開始され、現在、精薄児学校が2ヵ所、小学校附設の精薄児童班が26ヵ所ある。学生数約500人、教師105人となっている。この仕事をうまくやっていくため、学校は児童を愛し、実践経験の豊富な教師を教育の現場に携わらせている。彼らは辛抱強く教え導き、感覚器官の訓練を重視し、直感的に印象づけをする

方法を用いている。学生たちは、入学して教育を受けた後、程度の差こそあれ、知力をある程度回復している。道徳感は養われ、良くない行為は改められ、心身ともに健やかに成長しているといってよい。

5.身体障害児童の福祉施設

身体障害児童は、わが国では政府の特別な保護を受けている。北京市には児童福祉院が1ヵ所あり、15歳以下の身体障害児童、孤児215名を収容し、養育している。職員は112名となっている。この福祉院では、「養育、治療、教育」を結び合わせた方法で、身障児童がより良い生活、学習の環境を与えられるよう努めている。児童に対しては、健康回復の医療を行うと同時に、文化、教育、技能訓練を行い、彼らを重度の身障者から軽度の身障者へ転化させ、また、生活面では一定の生活能力があれば、社会にも出て行けるよう指導している。この福祉院の職員の努力のもとで、ある軽度の知能障害者が、学習と訓練を経て、成人した後、社会に出て仕事についている例もある。身体、知力ともに障害のある児童に対しては、成人後、社会福祉院へ回して養護している。

その他、身体障害児童の身のふりかたを援助するため、民政部門や区、町で140ヵ所の福祉工場を運営し、働く能力のある盲・聾唖学校の卒業生を引き受けている。その上国家は相応した政策を定めた。それには、税務部門が減税、免税などの援助をしたり、人民銀行が低利子で貸し付けを行う、計画・生産部門が原料の供給を行い、製品販売の面でも力になる、などが含まれている。

最近、北京市は児童福祉事業を発展させるため、児童福祉センターの増築を決定した。1987年に建設の見込みである。このセンターができれば、収容者数を拡大できるばかりか、身体障害児童によりよい生活条件、医療、学習条件を与えることができる。

6.その他の児童福祉組織

これまで以上に社会全体に働きかけ、子どもたちの健やかな成長に目を向けさせ、児童福祉の事業を推し進めるため、北京市の関係部門は各方面の力を積極的に動員し、各種児童福祉組織をつくりあげている。主な組織としては、以下の4つが挙げられる。

①北京市児童福祉基金会

1981年、北京市婦女連合会の提唱の下に、北京市児童福祉基金会が成立し、児童、少年の福祉事業のために資金集めをする運びとなった。数年来、社会の各部門、各職場及び個人が基金会のために、積極的にお金や物を寄付している。著名な書家や画家、芸術家も子どもたちのためにチャリティーショーを開いたりしている。基金会は、集められた資金で児童の楽園164ヵ所をつくり、更に少年宮、児童芸術団、精薄児学校など子どものために働いている部門への資金援助も行っている。

②北京市児童少年工作協調委員会

全市の児童、少年のために服務する企業や事業部門の意志の疎通をはかり、お互いに歩調を合わせ、首都の児童・少年の保育、保健、食品、服装、玩具、用品などの物質生活や読物、音楽、映画、テレビなどの精神生活の事業の発展を促す目的で、1982年、北京市に児童少年工作協調委員会が成立した。3年来、委員会はさまざまな職業に従事するものを推し

動かして、子どもたちのために実のある仕事をやらせるべく力を入れている。とりわけ毎年「6月1日」の国際児童デーでは、全市を組織して祝賀活動を催し、子どもたちのためにお金やプレゼントを集めた。また、児童楽園をつくり、身体障害児童や孤児を慰問した。そして孤児、身体障害児童の楽園を建設する寄付金集めに、積極的に促進の役割を担った。

③北京市家庭教育委員会

家長や社会に科学的育児の知識を宣伝し、理論的研究を展開し、社会全体の科学的育児のレベルを引き上げる目的で、1980年、北京市家庭教育研究会が生まれた。衛生部門や教育部門の専門家、教師、大学教授、科学研究のスタッフ、各レベルの婦女連合会、町内の住民大衆を一つに組織し、家庭教育の調査研究と諮問を進める役割を担っている。

そのほか、家長学校、妊婦学校、おばあちゃん学級、母範学堂を開設したり、科学的育児に関する教材や家庭教育の刊行物、書籍を出版したり、関係部門と協力して科学的育児に関するテレビや映画を製作している。ここ5年の間に北京市家庭教育研究会の指導の下に、前後して14の区、県で家庭教育研究会、あるいは科学的育児研究会が生まれ、社会全体の科学的育児のレベルを高める上で大いに貢献した。

④北京市身体障害者協会

身体障害者協会とは、障害者のために幸福と利益を諮る大衆組織である。数年来、協会は教育部門と協力して盲・聾唖の児童や身体障害児童の教育を推し広めている。職業訓練を行ったり、就職のための条件作りをしたりもする。また、関係部門と協力し合って、若い身体障害の職員や労働者を励まし、余暇を利用した文化、技術の学習に参加させる。身体障害者の芸術団を組織し、身障者文芸公演を開催したり、身障者の運動会、聾唖者の美術、書、写真、工芸品展覧会などの活動を行っている。同時に、身体障害者が学習や仕事をする中から生まれる先進的事跡や先進的分子を宣伝し、表彰する。それによって、彼らに自尊心と自信を植えつける。これ以外に、協会は関係部門と協力しあい、身障者の健康回復の仕事を研究し、推進している。また、身障者の学習の問題や就職、結婚の問題にも関心をもつよう社会に訴えている。身障者の合法的な権利を維持し守るために、多くの実のあることをやっている。こうして身体障害者から信頼と支持を得ている。

総じていえば、北京市の児童福祉事業は、北京市人民政府の導きの下、児童福祉に携わるすべての人々の努力の下、そして社会全体の支持の下に、大きな成果を得、今や首都の社会主義建設における、一つの不可欠で重要な部分となっている。といっても、わが国は未だ発展途上の国であり、われわれの児童福祉の仕事は、経済の発達した国に比べると、ある面においては、まだ差がある。今後われわれは、国際間の交流を更に強め、国内外の児童福祉事業の先進的運営を学ばねばならない。そして制度を更に完備させ、管理を強化し、各種児童福祉施設を充実させねばならない。また、各方面の積極性を発揮させ、子どもたちの健やかな成長のために有利な条件を作り出さねばならない。わが国の児童福祉事業の未来は明るいものと信じている。それはわが国の経済の発展に伴い絶えず前進し、人々の生活水準の高まりに伴い、絶えず完備されていくであろう。

バーナード・ファン・リヤ財団の援助によって始められた「ベタニヤホームひとり親家庭援助事業」

TOPICS

長畦（ながうね）すめる
社会福祉法人ベタニヤホーム常務理事・母子寮長

1. はじめに

"母子家庭が母子家庭を産む"という言葉はよく聞くところである。家庭裁判所の離婚ケースの中に、また母子寮で生活している生別母子世帯の母親の中には、幼児期に片親を失い恵まれない環境の中で成長したものが多い。子どもの人格形成に重要な役割を果たすための家庭環境としては、両親が健在でお互いが慈しみあい、支えあう温かい平和な雰囲気のある家庭が望ましい。特に乳幼児期をどのような環境で成長したかが、その後の人生を方向づける重要な鍵となっているように思われる。そのためにはどのようにして家庭崩壊を防いでいくかが考えられなければならない。"ベタニヤホームひとり親家庭援助事業"はまさにこの事を起点として出発したものであり、この構想に賛同したバーナード・ファン・リヤ財団の援助を得て実現に至ったものである。

2. リヤ財団との出会い

バーナード・ファン・リヤ財団は、1949年ローヤル・パッケジング・インダストリー・ファン・リヤ社のバーナード・ファン・リヤ氏によって設立された。事務所はオランダのハーグにある。財団は同社の株を100%所有し、年間予算は約2,000万ギルダ（約14億円）にものぼり、オランダに限らず世界各地の社会的、文化的に恵まれない子ども（0～7歳）とその家族のための実験的プロジェクトを助成している。その対象は①危機的状況下にある子どもたちへの援助②少数民族の子どもたちへの援助③先進工業国の社会的に恵まれない子どもたちへの援助である。

1985年7月、リヤ財団では未だ助成活動を行っていない日本にどのような社会的に恵まれない子どもの問題があるか、その援助活動の現状はどうなのか等について、組織企画部長のウッド氏を派遣して調査することになった。リヤ財団はその足掛かりとして、トヨタ財団に相談してきた。ちょうどその頃、1985～86年にかけて東京都社会福祉協議会母子福祉部会では、トヨタ財団の助成により「家族、家庭機能の変化に対応するための母子寮機能に関する研究」をまとめて報告していた。当部会の責任者である筆者はそんな関係で再三トヨタ財団を訪問していたので、ベタニヤホームに相談されたものと思われる。

7月8日、ウッド氏はベタニヤホームを訪問された。施設見学を含めて3時間程度の話し合いであったが、わが国における乳幼児、学齢児等の現状と彼

らの置かれている社会的背景、とりわけひとり親家庭の子どもの問題について意見を交わした。その中でベタニヤホームの60余年にわたる歴史的経過やこれからの取り組みと課題について、ウッド氏は熱心に聞き質問をされた。そしてたとえ国柄に違いはあっても、人はその幼児期にどう扱われたかによって、その後の人生が左右されるということをも学び合い、この時期に適切な配慮が必要であることを話し合った。ウッド氏はベタニヤホームの従来プログラムの強化と地域に向けて広く積極的に援助活動を実践することを期待された。ウッド氏はその翌日、いくつかの子どもの教育や福祉にかかわる公的機関、施設、団体、個人を訪ね、意見を聞いて歩かれたが、氏の現状認識を満足させるものはなかったようである。離日を前に、氏はベタニヤホームの今後の取り組みに対して、年額1,000万円程度を3年間援助したいとの申し出をされた。ベタニヤホームにとっては何より時宜をえた援助の手であり、喜びであった。その後ベタニヤホームではこの申し出に対して、「母子寮で生活しているひとり親家庭への集中的なソーシャルサービスと教育的プログラムの実践」をテーマとした事業計画案をたて、理事会で検討した。その結果、この援助を感謝して受け入れることが決定された。またこの事業の企画、運営、推進のため特別委員会を設けることにし、明治学院大学副学長福田垂穂先生にその委員長を委嘱し、委員会の構成を依頼した。

その後9月6日、トヨタ財団にオランダから国際電話が入り、「あの事業計画を実践していくには当初の2,800万円の予算では不十分であろう。およそ4,000万円は必要である。すぐ予算修正の上電話するように」とのことであった。トヨタ財団と相談して、当初予算に合わせて、見送った部分と更に必要経費を加算して報告した。"予算とは削減されるもの"と心得ていた私たちには思いも寄らないうれしい知らせであった。10月12日、リヤ財団理事会より助成を決定したとの知らせがあった。助成額は3年間で4,150万円と大幅に膨らんだものであった。更に11月18日にリヤ財団から承認書が送られてきた。ベタニヤホームでは特別委員会を開いて、ベタニヤホーム常務理事長畦すめるをこの事業の代表者とし、承認書にサインの上リヤ財団へ送付した。

1986年4月2日、初年度事業計画と予算を特別委員会で検討の上、リヤ財団に送った。折り返し綿密な質問書が送られてきたが、ベタニヤホームでは質問項目にできるだけ丁寧に説明を付して回答した。それによって、リヤ財団は当初の理解を十分補うことができたようである。こうして、トヨタ財団や国内の人々の善意や協力により契約は成立し、共同プロジェクトはスタートしたのである。

3. ベタニヤホームひとり親家庭援助事業の計画

(1)計画の社会的背景

1983年（昭和58年）、厚生省児童家庭局の実施した全国母子世帯等実態調査結果によれば、母子世帯数は718,100で、5年前に比べ13.3%増加している。中でも母子世帯になった理由は離婚が49%で、死別の36.1%を初めて上回っている。母子寮在寮世帯の状況では、昭和20年代は戦争によって夫を失った死別母子が圧倒的多数を占めていた。昭和30年代に入ると離婚等による生別母子世帯が増加し、37～38年に

は死別と逆転するに至り、質的変化の兆候が見られるようになってきた。その後、高度経済成長により社会状勢は激しく変化し、これに伴って母子寮対象世帯の質的変化には著しいものがあった。

1984年東京都社会福祉協議会母子福祉部会はトヨタ財団の援助により、母子寮在寮世帯実態調査を行った。その中の「母子世帯になった理由」をみると、死別4.8%、生別88.1%（N.A.7.1%）で、離婚、未婚、夫の暴力やサラ金等の取り立てから緊急保護を求めてくる生別母子世帯が大部分を占めている。母親のなかには家事や育児能力に欠けるもの、人間関係、とりわけ異性関係に問題を持つもの、知的、社会的未成熟や性格的片寄り等により就労、自立困難な状況にあるものが多いことが明らかになった。その背後に子どもの発達過程で多大な心理的外傷を及ぼすさまざまのことがあり、学業不振、登校拒否、障害、病弱、発達の遅れ等という子どもの問題があった。また親が養育困難となった要養護児童は、年齢に応じて乳児院や養護施設を利用しているが、その大半は離婚等による父子、母子世帯であり、親が死別しているものは少ない。親や養育困難に至る過程で、子ども自身は実に多くの養育不適切な生活を余儀なくされているということができる。

また、女性の社会参加、共働き等により家庭における乳幼児の養育機能は著しく弱体化している。その一方で0歳児保育、長時間保育、障害児保育のニーズが高まっている。わが国ではこれら学齢前児童のために、幼稚園と保育所がある。前者は比較的年齢の高い幼児を対象に短時間、就学前の教育を行い、後者は保育に欠ける状態にある乳幼児が対象で、日々預って保育を行っている。保育所では多様化するニーズに対応するため、制度的にも施設独自でさまざまな配慮がなされているが、それでも企業の一つとして経営されているベビーホテル利用者は多く、乳幼児はまさに危機的状況に置かれているともいえる。このような状況の中で、幼保一元化論も起こっているが、それは必ずしも乳幼児の発達保障、育児環境の改善に視点が置かれて論議されているものではない。いま、わが国の学齢前児童対策は転換期にあるということができる。

(2)事業の目標

①わが国におけるひとり親家庭の援助施策・サービスの流れを把握し、これらと諸外国のそれとの国際比較をなし、わが国のあり方を探り問題を提起する。

②母子寮を利用した母子家庭の形成要因を類型化し、典型的事例を中心に集中的ソーシャルサービス、教育的プログラムを実施し、その効果を測定、施設サービスのあり方を探り、それに必要な機能の充実強化とサービスのネットワークづくりを進める。

③幼稚園及び保育所を利用している家庭のニーズ調査をし、両者を比較検討し、今後の学齢前児童対策、特に幼稚園、保育所のあり方を検討し、適切な保育プログラムの実施を図る。

④施設を地域に開放し、母親教育、子育て相談、家庭生活相談を総合的にプログラム化し、一般家庭における養育機能の補充強化を進める。

⑤退寮世帯、退所児世帯のアフターケアとフォローアップをして、自立を促進する。

(3)初年度の事業計画

①事業1：母子寮における母子家庭援助パイロッ

トプログラム及び地域に対する諸サービスの提供。

A. ベタニヤホーム（母子寮）における従来サービスの強化

a. 母子寮在寮世帯に対するプログラム強化

イ. 日常生活クラブ

ロ. カウンセリング、ケースワーク、グループワーク

b. 訪問カウンセリング、アフターケア

B. 地域に向けて開放されていくプログラム

a. 親と子の生活文化教室

b. 子育て相談室

c. 家庭生活相談室（電話または来所）

②事業２：対象に対する基礎調査。

事業を進めていく一方で、文献、ニーズ調査、既存の記録の整理分析を行い、プログラム実施上の〝舵とり役〟となっていく。

a. 文献の収集と分析

日本及び諸外国における従来のひとり親家庭に関する研究と行政施策の変遷を主に検討する。そしてこの作業過程で浮かび上がってくる研究成果やまだ検討されていなかった問題を探り、サービスの将来的展望を考えていく上で重要な資料としていく。

b. ひとり親家庭形成過程における要因の類型化

どうしてひとり親になったのか、その道すじに焦点を置きながら、現われてくる要因を整理し、これらの可能な限りの類型化作業を行う。そしてこの作業の中で明らかになったさまざまなタイプを事例研究的に検討していき、ひとり親家族形成の予防的機能を重視した施策の向上に役立てていく。

c. 家庭生活及び家庭養育機能強化のためのニーズ調査（地域一般世帯を含む）

幼稚園児、保育園児をもつ一般世帯を対象としてのニーズ調査を行い、回答された検討課題は施策改善のための資料として役立てていく。

4. プログラムの実践状況

初年度の実践活動は３月から開始したので、ここではその一例（前記、初年度計画B. a. b. c）を紹介することにした。

a. 親と子の生活文化教室

毎月１回第２土曜日午後２時から４時まで菊川保育園（ベタニヤホーム経営、母子寮隣接）ホールで開催。本年度の計画は赤ちゃんから思春期へと成長する子どもの発達過程における子育てであり、専門家の講義を聞きながら共に学び合うプログラムである。

３月「最近の子育て」医学博士・高橋悦二郎

親と子の生活文化教室

4月「子どもとのつきあい方」童話作家・中川季枝子
5月「手づくりおもちゃで子どもと遊ぶ」社会教育研究家・新谷裕子　外2名
6月「子どもの心と身体の発達」本所保健所長・荒木千枝子
7月「親と子のふれあい」マリッジカウンセラー・田村満喜枝

b. 子育て相談室　専任相談者・高橋悦二郎

毎月1回第4土曜日、午後1時30分から5時まで菊川保育園内に相談室を設け、予約制で行っている。5ヵ月の実績は月平均8件であった。親の主訴は子どもの身体的、精神的発達にかかわる顕在化された問題であるが、相談過程では家族関係や若い母親の育児不安等が浮かびあがってきており、身体的治療のみならず、社会心理学的観点からのケアがかなり必要になってきているということができる。必要に応じ高橋先生指導のもとに、希望者には併行して行われている家庭生活相談室へつないだり、外部の専門機関への紹介も行っている。来談者は都内に限らず、近県からのものもいる。

c. 家庭生活相談室　専任相談員・森律子

毎週3回（火、金、土）12時から20時まで母子寮内に設けられた相談室に専任相談員を置き、電話または来所相談に応じている。5ヵ月間の相談件数は延べ128件、月平均25.6件であった。多い順にみると、1位子どもの問題、2位夫婦または家族の問題、3位住いに関する問題、その他は就労、日常生活の諸問題である。特に夫のアルコール中毒、ギャンブル、浪費癖等早急には解決できない深刻な問題を抱えながらも、身近に安心して話せる人が見つからず、思い余って相談に来ているものもある。

家庭相談室

情報過多といわれる状況の中で、一方では核家族化、近隣関係の希薄化により必要なところに情報が届いていない等の理由で問題解決が遅れたり、深刻化させてしまう場合もある。これからはもっと身近に、気軽に、しかも安心して相談できる場が必要になってくるのではなかろうか。

5. おわりに

いま省みて、ベタニヤホームひとり親家庭援助事業の実践過程において、われわれ関係者はさまざまなことを学ぶことができた。例えば、初めて会い、2～3時間話を聞き、それに賛同して援助を申し出るリヤ財団の責任ある役職をもつものの姿勢や、事業計画遂行上必要と判断される予算を申請者の要請をはるかに超えて一方的に加算してくる財団理事者のものの考え方等は、わが国の状況からは予想もできないことであった。

また、質問の中で離婚に対する考え方に相違のあることを知ったが、これは生活文化の違いによるものであろう。助成期間の3年間には、リヤ財団関係者と直接接する機会も生じてくるので、更に多くが期待されると思われる。私たちもまた国際感覚を身につけ、"いと小さき者"への奉仕者としてのボランティア精神を生活の中に根づかせていかなければならないであろう。

仕事仲間（アルバイト クライス）：真の連帯を示唆するもの

TOPICS

大場幸夫（おおばさちお）
大妻女子大学教授

(1)療育現場へ

昨年8月から今年の3月末までの約8ヵ月間、私は幸いにもオーストリア及びドイツにおける療育・保育の現場で研修する機会を得た。その主な目的の1つはそれら現場の実情視察にとどまらず、ネットワークを支える専門家間の連携についてもできる限り見聞を深めてくることであった。

この8ヵ月間の中でも、特に現地での語学研修の1ヵ月を加えて、計5ヵ月を私はオーストリアのケルンテン州クラーゲンフルト市に滞在した。この市にある州立病院治療教育部門において研修できたのである。研修を引き受けてくださった方は、この治療教育部門の最高責任者で精神医学博士フランツ・ヴルスト教授である。博士をチーフとして、医師、レントゲン技師、臨床心理学者、看護婦、保母、ケースワーカー、教師、秘書、その他の関連スタッフなどでこの部門のチーフは構成される。これらのスタッフと私は親交を得ることができた。以下に私はこの中の1人、臨床心理学者のI博士の日常活動に留意し、それを中心に、いわゆるネットワークの問題として「仕事仲間」について述べてみようと思う。

というのは、公的な協同体制といった制度面への着目と同じくらいに、この専門従事者の実際的な日常活動に触れつつ、深く感動し、また広く学べたことが、私にとって今後の自らの実践研究に計り知れない刺激となっているからである。もちろん、仕事仲間というのは、公に必要な地位と役割があらかじめ決まっている職場単位や制度そのものを意味しない。特に臨床的な問題に非常に具体的にかかわってくる人々が、お互いにいわば「オレ・オマエ」と呼び合える親しい交わりの輪をつくりつつ、文字通り家族ぐるみの付き合いをベースに、児童や青年たちの援助者になったり、援助者を支えるボランティアとしてかかわっていく。しかも決して〝社会奉仕〟といった大義名分をふりかざすような大仰さもなく、むしろその仲間の輪を楽しみ、子どもたちにかかわっていく姿からは、極めて日常的で自然な交わりそのものの風情さえ感じさせられることがしばしばであった。

(2)一心理臨床家の日常活動から

先ほど述べたように、臨床心理学者I氏は、この州立病院治療教育部門に籍をおくドクターの1人である。病院の1部門であるから当然さまざまな子どもたちの〝外来〟がある。これに並んで、日本流に

いう２階から４階まで、各階ごとに３つの〝病棟〟があり、Ｉ氏はこの中の「心理―社会」病棟の担当スタッフの１人でもある。ちなみに他の２つの病棟は、１つが「小児精神神経学」の領域であり、他の１つが「精神身体症」の領域である。

さて、ここでＩ氏についてそのプロフィールを紹介しておきたい。彼は1949年生まれ。ザルツブルグ大学とグラーツ大学において心理学・医学・仏文学を学ぶ。卒業後２年間イタリアのトリエステにて、F.バサグリア博士のもと障害者との生活共同体での実践を通し〝共に生きる〟ことの真意を問い続けるが、この間に博士から深い影響を受けたという。1980年から州立病院に勤務。作家でもある彼は、エッセイ、詩、小説、ドキュメンタリーフィルムなどの作品を手がけている。女医である夫人との間に１女あり。

Ｉ氏の病院における日常活動を研修中に私が目撃してきたことからいうと、およそ次のようにいえよう。

通常は週５日勤務。彼だけでなく、心理臨床で受けつける件数は外来と病棟を含めて１人１日平均５ケースくらい。継続するケースがあることはもちろんだが、自分の診断・相談室で受けた件数は週25件位。ここから推定すれば、彼の１ヵ月の担当件数は少なくとも100件ほどとなる。この他にも他の一般外来の応援で時折他の部門に赴いていくが、彼１人のおおまかな担当件数は恐らく年間1,000件位だろう。彼も含めて、この治療教育部門にいる心理臨床の博士は７人であった。そしてこれらの博士たちは、私の接した範囲でも１人ひとりの興味や関心において異なっていた。例えばＡ女史は乳幼児の発達に、Ｂ氏は職業適性や自律訓練法に、Ｃ女史は精神分析やロールシャッハ診断法に、Ｄ氏は家族療法に、そしてＩ氏は生活共同体の実践活動に、などというようにである。

毎週定期的に各病棟ごとのケース会議が開かれる。ここではヴルスト博士を中心に各棟の担当スタッフが１つ１つのケースについて経過と今後の処遇などについて討議する。その際、ケースによって、他の施設のスタッフや学校の教師、あるいはケースワーカー、医師など、いずれもそのケースにかかわりの深い専門職の人が必ず同席する。これもごくさりげなく参加し、何ら特別扱いはされない。それが通常的なケース会議の姿であることがよくわかる。

Ｉ氏は「心理―社会」病棟のケース会議に出席する。机上には個々の子どものケースファイルが積まれるが、この中での記録は大抵、スタッフのもつポケットサイズのカセットテープレコーダーにふきこまれた報告を、秘書がタイプライターで打ったものである。

Ｉ氏は、時間をみつけては、近くの施設に子どもを訪ね顔をみて来たり、そこのスタッフと話をしたりする。Ｉ氏のところに訪ねてくる他の機関の専門家との話し合いもかなり多かった。その上、彼自身

州立病院における病棟別のケースカンファレンス

の方から訪ねていくことも時間の許す限り精力的に続けている。常にじっくりと話を聴いている彼のその時々の様子からは、せかせかした仕事に追われている感じは全くしないのだが、今こうして振り返ってみると、やはり療育現場のスタッフとして、I氏の毎日はかなりハードだったのだと改めて思わせられる。

I氏は病院内での日々の仕事の他に、毎月1回は少なくとも車で1時間半ほど離れた町シュピタールの青少年局に出張する。この時は病院の車で他のスタッフと行く。この町の青少年局において新規も継続も含めて若干の相談・診断を必要とするケースを担当する。そしてこれらのケースについて、午後からは、この地域担当のケースワーカーが集ってきてケース会議を開き、じっくりとケースについて話し合う。I氏がここでの話し合いで、特にこれらケースワーカーの悩んだり困ったりしている問題について助言をしたり、逆に家庭での様子などをケースワーカーから聴かせてもらったりする機会として、その話し合いをとても大切にしている様子がうかがえた。

ついでのことながら、今回の研修で特にクラーゲンフルトにおいて、ケースワーカーあるいはソーシャルワーカーの社会的な活躍には目を見張る思いがした。現地では女性が大半を占めるためゾチアルアルバイテリンと女性名詞で呼ばれていることが多いが、この女性のワーカーたちの幅広い活躍についてももっと知見を深めたかったのだが、その点は今後に残されている課題である。ただこうしたケースワーカーと医師や心理臨床家たちは、ケースについて常に緊密に連絡をし合っていることは事実だった。

さて、I氏の活動の中で、恐らく彼自らも私に強調して語り、同行させてくれたほどに力を入れていたのは「青少年の家」という生活共同体の運営であった。

(3)〝共に生きる〟生活共同体にて

現地ではこの青少年の家をブルシェ・ヴォーンハイムと呼んでいる。これはカトリックの慈善団体であるカリタス会によって援助を受けている生活共同体の1つである。カリタス会からは青年1人に対し1日約530シリングの援助があるという。15歳から18歳の男児10人まで受け入れられるが、訪問当時には9名の若者がスタッフと共に共同生活をしていた。スタッフは、リーダー格のV女史が30代のケースワーカー。彼女は他の3人の若いスタッフと共にほぼ毎日これらの青年たちと暮らしている。彼ら若者の多くが家庭的に恵まれず、父親を欠いたり、両親がなく、そのうえ経済的にも自活する道を選ばねばならない状況にあって孤立していた。多かれ少なかれ非行に走った過去を有する。しかしこの生活共同体に安らぎの場を見出し、自ら働き口を得て、人間的にも成長する。血気盛んな彼らであるからしばしば激しいけんかも生じる。しかし落ち着き、そのスタッフや他の仲間との共同生活を大事にしようとする気持ちは彼らの多くに強く、ぎりぎりのところでお互いに協力して暴力を抑える力が育っている。

青少年の家の食堂

Ｉ氏は週１回定期的に夕方から夜中まで〝常勤〟のスタッフや若者たちと共に過ごす。監督とか指導という感じは同行する私には全くいだかせない。彼の訪問時には、しばしば彼自身の旅行のスライドを見せ、民俗音楽をバックにして語り、詩の朗読をはさむなどして皆を楽しませる。広間の床には持ち寄った手作りのクッキーやジュースなどが気軽に並べられる。いつのまにかスタッフの家族や友人などが増え、幼児が走りまわり、ふと気がつくとふだんの倍以上の人たちの温かい団らんの場に変わっている。恋人を同伴する若者もいる。私も若者に促され、地下室のゲームコーナーで彼らとゲームに興じたりして楽しんだ。Ｉ氏はこれが「若い人たちと共に生きる試み」であって、自らも心理学者としてよりも１人の人間として、温かみがありトレランスも高く、お互いを高め合う自立と共存の実践に強くひかれている、ということをことあるごとに強調している。

(4)仕事仲間として

１人の心理臨床家Ｉ氏と深交を得ることができた。彼の日常活動を通して、仕事仲間の連携の意義を新鮮な気持ちで味わうことができた。私はヨーロッパの一隅に滞在して、結局常に日本の一隅に在る自らの生活と実践のありようを考え続けてきたのかもしれない。文化・社会のコンテキストの異なる地にある保育・療育現場に立ってこの眼に映ったさまざまのことがらの中で、とりわけ優れた施設設備や美しい環境に感動させられたこともしばしばではある。しかし、人と人とのかかわりのありかたは、それら以上に私の心をゆさぶった。Ｉ氏の仕事ぶりはＩ氏独自のことである。しかしＩ氏のその独自の仕事ぶりにこそ、示唆に富む実践の真の姿を私は見出した。私自身の仕事において自覚の希薄な部分に光をあてることができた。私と〝仲間〟とのチームワークについてみても、それが何とはなしに続けてきたかかわりとしか思えないほどにルーチン化したパターンになってしまっていた。そのような日常的、通常的な構図の中に埋没している〝つながり〟の１つ１つが、今ここでは貴重な「仕事仲間」の構成要因としての意味深さをもつものとして見直すことができた。Ｉ氏の「心理臨床家としてよりも１人の人間として…」というこだわりの姿勢に、実は心理臨床にかかわるものにとって最も重要な問いのあることをくみとることができる。

「仕事仲間」を従来私は格別に重い意味を与えずに用いてきた。しかしＩ氏の活動を通して、それが古くて新しいテーマそのものであることを思い知らされた。人と人との対等性、真の対話、共に生きるということの真意、それらを机上の空理空論の操作によるのでなく、1人の人間として実践の中で問い続けていくこと。これは何にもかえられないヒントである。ともすれば公的な制度化や組織化の動きにまぎれて、こうした人と人とのかかわりの基本を忘れかねない折に、Ｉ氏やその仲間との交流を通して、自分の〝仕事仲間〟のありようへの無自覚さに気づくことができたことは今の私にとって貴重な発見であった。

参考文献
(1) Otto Speck, Franz Wurst 他編：Frühförderung Interdiszipliär
(2) Praxis der Kinderpsychologie und Kinderpsychiatrie
(3) Psychologie in Österreich
(4) Zeitschrift für Heilpädagogik
(5) Sozialarbeit in Österreich

バンクーバーの子どもまつり

TOPICS

落合聰三郎
少年演劇センター代表

カナダ児童演劇祭

近年、世界では国際的な児童演劇祭がかなり多く開かれている。その中で、カナダの児童演劇祭は、規模の大きさ、外国からの参加の多いことで群を抜いていて国際的に注目されている。

1985年のカナダの児童演劇祭は、バンクーバーから始まって、トロント、エドモントン、ビクトリア、ウィニペグ、更に東のはずれのハリファックスまで、5月いっぱい開催された。そのほかに、アメリカまで進出して、シアトル、フィラデルフィアでも開催されている。

日本からは3つの劇団が招待されて公演して回った。風の子（トランク劇場）、ひまわり（とんとむかし）、むすび座（孫悟空の冒険）である。

バンクーバーの子どもまつり

カナダ児童演劇祭の中で、バンクーバーの児童演劇祭は最も規模が大きい。現在では子どもまつりといっているが、催しものの内容からみれば演劇祭である。

バニエ公園の草原のあちこちに張ったテントが主な会場である。その4つのテント劇場と2つの室内劇場とプラネタリウムで7日間にわたり上演されたステージ数は201。曲芸、クラウン芸などの無料の屋外上演が7日間に110ステージだから、合計すると311になる。それが、外国からの12団体、カナダ国内の32団体によって上演されたのである。

バニエ公園の草原には有料のテント劇場と囲いのない無料のテント劇場ができている。有料の4つのテント劇場は、テント内に舞台と観客席がつくってある。大きいのは900人、小さいのでも400人収容できる。これらのテントは子どもまつりのためにつくり、それが終わると撤去する。

テント劇場の開演を待つ

バンクーバー子どもまつりの運営がうまくいっている理由のひとつは、このテント劇場にあると思う。テント劇場のアイディアは広大なカナダだから実現できたのだろう。子どもまつりが終わっても、次の子どもまつりまで公園の中に空地にしておける広い土地を持っているのである。

それと、学生や地域のボランティア活動を巧みに組みこんでいることも大いにあずかっている。日系の人たちのトナリグミというボランティア活動の団体がよく活躍している。

有料のテント劇場使用の効率もいい。午前10時から午後7時までの9時間にひとつのテントで5回の上演ができるのである。これは上演時間を最大60分で抑えているためである。有料の劇場は、前評判のいいものは満員札止めとなる。

しかし、有料の劇場にあぶれても楽しいことはいっぱいある。練り歩いて踊り回る仮装した芸人、無料のテントでの曲芸などの見世物、遊び方が図示してあっていつでも遊べるテントの中のゲームコーナー、とてつもなく大きいジャングルジムや迷路、それらがプラネタリウムのある建物を取り巻くように広がっている。草原では弁当を広げたり、ゲームを楽しんでいる家族がたくさんいる。金を使わなくても居心地よく楽しめる空間がたっぷりある。だから、児童演劇祭でなく、子どもまつりと称するのもなるほどとうなずける。

「ピース・メーカー」(シアター・センター、イングランド)

ヨーロッパの劇団の上演作品

午前10時から、少なくとも6つのステージで劇が上演されるので、何を見たらいいか迷う。そこでヨーロッパの劇から先に見るようにつとめた。そのいくつかについてふれてみる。

「ピース・メーカー」(シアター・センター、イングランド)。舞台正面に塀がある。塀のこちら側の赤の子どもは、向う側の青の子どもは悪い奴だから遊んではいけないと教えられている。塀の向うでボールを投げ上げて遊んでいるのが見える。一緒に遊びたいと思う。向う側でも遊びたいようである。

塀の一部の石をはずし、向う側から青の子どもが

現れる。青の子どもはお手玉がうまい。赤の子どもはまねしてやってみるがうまくできない。何度も練習しているうちにだんだんできるようになる。打ち解けてくる。赤の子どもがタップダンスをやってみせる。青の子どもはできないが、何度もやっているうちにできるようになる。青の子どもと遊んではいけないといった人がくるので、ごまかして青の子どもをかくす。塀の向う側に帰して塀をふさぐ。赤の子どもは青の子どもから教わったお手玉をして、仲よく遊んだことに思いをはせる。

大人社会の反目対立を、子どもたちが仲よくすることによって解消していくのではないかということを、平和の問題を予想させ、単純な構成だが説得力のあるものにしている。この劇団は学校巡回劇団で、年間50万ドル（約9千万円）の助成金をイギリスの文化省から貰っている。

「ペトルシュカ」（カンパニー・ガール・セントラル、ベルギー）。若い女優がひとりで人形を操って演ずる40分の劇である。直径1メートルばかりの丸テーブルの上で、置き換え自在な小さい舞台装置の中で小さい人形が動き回る。この女優は、太い男の声まで出し演技の幅が広い。劇場は50人位しか収容できないミニホールである。技術を担当する女性とふたりきりの劇団である。

「ピジャマ」（テアトロ・デランゴルド、イタリー）。男優ふたりだけの劇。ひとりでいるところへ友達がやってきて泊っていくことになる。ところが突拍子もないことを思いついて遊んでしまう。長靴が臭いので防臭剤を吹きつける。叩くと粉が吹きあげるので、おもしろくなって長靴を蒸気機関車に見たてて、

顔に絵を描いてもらっている子どもたち

叩いて煙を出させて走らせて汽車ごっこをしておもしろがる。

枕をネクタイで結び、赤ん坊に見たてて子守ごっこをする。そうかと思うと、ひょっとしたはずみで戦争ごっこになり、撃ち合い走り回る。子どもらしい発想で、さんざん遊んだあげく、ふたりはやっとベッドに入って寝る。芸達者で50分を飽きさせない。

カナダの劇団の上演作品

「ボブ・マンシュだよ」（ボブ・マンシュ、オンタリオ）。外光が透ってくる明るいテントの中で、500人を前にしてひとり語りでどう乗り切っていくのか。舞台の真中に腰かけて、マイクロホンを前にしたボブ・マンシュを見た時に興味をそそられた。

話しはじめたマンシュは、表現が大きく、座ったままだが、舞台のあちこちを動き回って演技しているような感じさえ与える。話の内容は、子どもの日常生活をスケッチしたようなもので、小品の生活童話が続く。そのひとつ、子どもが外へいって泥んこ

になってきたので、母親が耳や口や眼を洗ってやる。またよごしてきたので洗ってやる、それだけのことを何回か繰りかえして話すのだが、擬声語と動作がなんともおもしろい。

「カタリ・タイコ」（カタリ・タイコ、ブリティッシュ・コロンビア）。日系の人たちによる太鼓を中心としたショー。揃いの赤い法被で、演技もよく揃い、きちっときまる。獅子舞などを入れたり、演出にも工夫している。大太鼓はワインの樽で作ったので胴にはぎ合わせの跡が見える。響きのないボコンボコンという音なので、本物の日本太鼓を叩かせてやりたかった。

「ウミアク」（子どもの劇場、ケベック）。劇の始まったのは廊下である。私たち観客は薄暗くした廊下に座らされた。ここはエスキモーの小屋の中だと劇団の人から説明があり、鉢巻きのようなものを渡される。エスキモーの帽子を簡略化したものだ。そのかぶりものは二通りあって、色の明るいのを受け取った人は親になり、色の濃いのを受け取れば子どもになる。私はエスキモーの子どもになった。参加劇だなと気がつく。

エスキモーに扮した進行係から説明がある。皆さんはエスキモーの親と子であり、これから始まる劇中の人物として行動してもらいます。私たちは氷原の装置がしてあるところへ連れていかれた。そこは照明と音の効果で極北の地にいるような気分にさせる。

部落の人たち（すなわち観客である私たち）を前にして部落の長役（おさやく）の俳優が話す。近頃は獲物がとれなくてみんなひもじい思いをしている。そこで非常食の鳥や魚の干物を渡すから順々にまわして少しずつ食べるように。順々に回ってくるつくりものの鳥や魚を、私たちは食べたつもりになって次に渡していく。風が吹き、雨が降ってくる。雨はほんとに水しぶきが私たちの上にかかってきた。

獲物はやはりとれない。そういう非常時に獲物のとれる取って置きの場所を知っているのは経験豊かな老人である。しかし老人には、一人乗りのカヤクで獲物をとりにいくだけの力はもうない。若者は力はあるが獲物のとれる場所を知らない。そんな時に大勢乗れる舟、すなわちウミアクを作ればよいことのお告げが夢の中であり、ウミアクを作って危機をのりきっていく。

「ウミアク」（子ども劇場、ケベック）

そういうエスキモーの伝説を劇にしたもので、話は単純だが、導入部からの物々しさに、私たちは極北の地に行き、エスキモーの生活を味わうことになった。そのリアルな臨場感は、それだけでドラマチックである。私たちはエスキモーのような体験をしたのだ。こういう劇体験もあるのかと思わせられる強烈なものだった。

日本の劇団の上演

「トランク劇場」(風の子)。風の子はたびたびの海外公演で経験を積み重ねているので、外国語の取り入れ方はうまい。その上内容が、日本の伝承遊び、輪や棒や紐での造形、折紙人形によるパントマイムなどで、ことばをあまり必要としない強味もあって観客の反応はすばらしい。

「とんとむかし」(ひまわり)。いくつかの日本昔話を無対象で演ずる。観客の想像力に頼る部分が多い。ナレーションを英語でやり、会話の中にも時々英語をはさんだので、かなり理解を助けたが、話がこみいってきたり日本的な風習になるとわかりにくい。そういうハンディキャップを背負いながらも観客を魅きつけていた。

「孫悟空の冒険」(むすび座)。抱え使いの人形劇で、おもしろいアイディアがいっぱいちりばめられていて、次から次へと観客の目を奪う。目まぐるしく早い動きのチャンバラ、呼べば観客席後方から飛んできて悟空のジェット機になる金闘雲など魅力たっぷりである。しかし、話の内容が観客にはよくわからない。劇がわかってのおもしろさではなく、サーカスの曲芸を見ているようなおもしろさである。

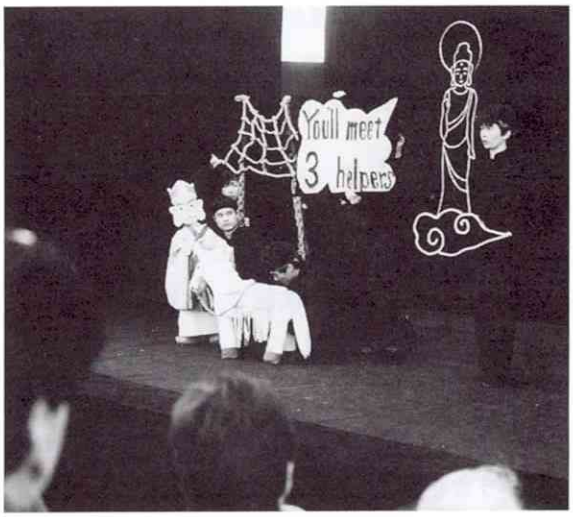

「孫悟空の冒険」(むすび座、日本)

例えば、悟空に殺された化物の魂が仏になって天上に行くというのは、日本人にはすぐわかるが、キリスト教徒にはわからない。複雑でたくさんの説明を必要とする話なので、舞台から見せる英語のプラカードぐらいでは追いつかない。

カナダの新聞に、ジョン・チャールスという人が孫悟空の批評を書いている。「この9人の劇団は元気のいいおもしろいショーを演じたが、マジックが断続的にちらちらしていて、どれだけ成功しているか考えさせられる。その暴力的激しさは、ブルースリーのパペットショーのようである。殺人が様式化され、子どもたちはくすくす笑っていたけれども、50分間にこれほどの戦闘と虐殺が必要なのだろうか。」

新聞に寄稿するぐらいの有識者でも、ことばが分からないと無意味な殺人と受けとってしまうのだ。国際間の垣が取り払われ、相互理解が深められたようでいながら、そうもいかないところもあるものだと感じた次第である。

施設の横顔

日本

こどもの城の一年

津田長幹（つだ ながもと）
こどもの城広報部長

厚生省が国際児童年を記念して、東京・渋谷に建設した「こどもの城」は、11月1日で開館1周年を迎えます。

児童のための文化・福祉施設として、新しい構想のもとに造られた「こどもの城」は、〝体験〟という点に大きな目標が置かれています。コンピュータ、ビデオ、造形、スポーツ、音楽など多方面にわたる館内の設備を子どもたちに体験させ、一人ひとりの持つ能力を〝触発〟させることで引き出し、健全な方向へ育てていこうとのねらいです。

運営は財団法人日本児童手当協会に委託され、職員（130人）は、すべてこの協会に所属しています。敷地は旧都電青山車庫跡の約1万㎡。地下4階、地上13階の建物は、地下が体育施設と駐車場、3～5階が子どもたちの活動エリアで、中央の高層部に、ホテル、会議室、レストランなどがあり、これに青山劇場と青山円形劇場が加わって、やや複雑な構造になっています。

「こどもの城」を訪れる人は、まず正面広場に立つ異形のモニュメントに目をひかれるでしょう。かつての大阪万博を知る人なら、一見してその作者が岡本太郎氏と推察できるはずです。高さ7mの〝胴体〟から四方八方へと伸びた15本の〝触手〟の先端に、原色で彩られたさまざまな〝顔〟がついています。子どもたちの健やかな成長を願う岡本氏の情念が、そのひとつひとつに込められた大作です。

正面左手の壁面には、縄とびをする金色の少女像が、浮かんではまた消えていく形で埋め込まれています。「…111、112、113……」と名づけられた、グラフィックデザイナー福田繁雄氏のレリーフです。題名は縄とびの回数と、「11月1日」の開館日にかけた2つの意味が含まれています。

城の内部へは、1階のアトリウムから入れます。円形のロビーには、横2.1m、縦1.6mの大型映像装置があり、城に関する情報などを絶えず映し出しています。ここから5階～地下2階に大型エレベーターが通じています。

3階にはプレイホールと造形スタジオがあります。800㎡のプレイホールには大小の遊具が置かれ、子どもたちの天国です。とんだり、はねたり、大騒ぎの一角では、時々人形劇や紙芝居が若い職員たちで熱演されます。テレビやファミコンに慣らされた子どもたちが、目を丸くして聞き入っています。この奥にコンピュータプレイルームが設けられています。16台のパソコンと大型画像ゲーム装置1組があり、それぞれ異なったゲームが楽しめます。

しかし、この設備は、決して昨今のファミコンブームに乗ったものではありません。「こどもの城」の

構想の中の「科学の先端であるコンピュータに、ぜひ親しませたい」という考えがとり入れられたもので、このようなブームが到来するなど知る由もないころの発想でした。厚生省としては、いささか〝卓見〟を自負することができるかもしれません。

造形スタジオでは、作ることや見ることの体験を通じて、新鮮なイメージを見出し、新しい表現への興味を広げていく活動を行っています。壁には長さ17mの「プレイングボード」と呼ばれる、ほうろうびきの白い鉄板がとりつけられ、子どもたちが思い思いの絵や字を描いています。

室内には、工作台やパネル、工具などが所狭しと並び、「映す」「組む」「包む」といったテーマを定め、ワークショップが開かれます。

4階は音楽スタジオとAVライブラリーです。音楽スタジオは「アポロ」「ミューズ」の2室があり、「アポロ」には録音や照明などビデオ・映画の制作に必要な設備が整っています。インドネシアの民族楽器「ガムラン」一式をはじめ、和洋の各種楽器が集められ、合唱団、金管バンド、おはやしクラブなどが活動しています。

2,000本のビデオソフトを集めた「AVライブラリー」は映像の図書館です。1～5人用の小さな部屋が35あり、一度に90人が好みのビデオを見ることができます。

5階の保育開発研究部では、実際に子どもたちを保育しながら、従来のワクにとらわれない実験的なプログラムが実践されています。スタッフには、保母、ケースワーカーなど専門家が揃い、その成果は保育界から注目を浴びはじめています。

また、5、6階には、小児保健部の運営する「小児保健クリニック」があります。ここでは、「こどもの城」各部門と協力して、ことばが遅い、歩くのが遅いなど、発育・発達のうえで気がかりな点のある子どもたち、情緒や行動・性格などに心配ごとのある子どもたち、あるいは太りすぎ、アレルギー、ぜんそく、カゼをひきやすい子どもなどに健康面の相談や指導を行っています。

「こどもの城」全景

地下2階には25m、5コースのプール、体育室、健康開発室があります。健康開発室では各種の計測装置を使って、一人ひとりの体力づくりについて詳しいデータが分析され、コンピュータによって、個人にマ

ッチした「運動処方」が打ち出されます。

プールには、発光ダイオードを利用した「水中ペースメーカー」があり、一定の速度が順々に点滅する光によって表示され、自分に適したスピードで泳ぐこともできます。泳ぎながら聞ける水中音楽装置も自慢の一つです。

青山劇場は客席数1,200、見やすく聴きやすいことに主眼を置いて設計された最新の劇場で、全床スライド方式の2面の舞台を持ち、間口16m、奥行き16.6mの舞台をそっくり入れかえて使うことができます。

本舞台は24基の小迫りに分割され、もう一つのスライディングステージには回り舞台が組み込まれており、客席より舞台のほうが広いという劇場です。「こどもの城」で行う自主公演のほか、貸し館としても活用され、ミュージカル、オペラ、歌舞伎、演劇など多方面にわたっての公演が行われています。また恵まれない子どもたちや、体の不自由な子どもたちなどのために、しばしばチャリティー公演も開かれています。

青山円形劇場は、舞台と客席の形をいろいろ変えることによって100人から400人までを収容できる完全円形の劇場です。ステージと観客は分離されたもの、という劇場の観念を破ったオープンスペースで、時により、観客は舞台で演ずる役者たちをまったくの背後から見ることにもなります。直径18.6mの円形の床は、同心円と中心から放射線状に伸びる分割線との組み合わせで、44基の迫りに分かれ、その1基1基が自由に昇降できる仕組みになっています。

小演劇、ジャズ、新体操など各ジャンルにわたって、さまざまな催しが開かれ、話題を生んでいます。

☆　　☆

「こどもの城」は現在、2つの劇場を含めて月間平均約10万人のお客を迎えています。

土・日・祝日以外は午後1時から開館していますが、春休み、夏休みなど学校の季節休みには毎日午前10時開館となります。名称は「こどもの城」ですが、若者の町、原宿を背後に持つ青山という土地柄からか、若いカップルが楽しげに館内を散策する姿も目立ち、また外人の親子連れも珍しくありません。より幅広い層の人たちがこの「こどもの城」を訪れることは、大変喜ばしいことです。

また「こどもの城」は、全国交流、そして国際交流を大きな目標に掲げています。全国交流の土台として「こどもの城全国連絡協議会」が結成され、約4,000の児童館、児童施設などが加盟して、情報交換等を進めています。

国際交流としては、インターナショナルスクールを中心とする外人子弟と日本の子どもたちとの交歓イベント、クリスマスなど欧米の宗教・民族行事に合わせての催しなども盛んで、海外からの視察もしきりです。

船出して1年、「こどもの城」は試行錯誤を重ねながら、ようやく明るい未来への展望をつかみかけたところです。このすばらしい施設が、真に日本の、そして世界の子どもたちのためにスクスク育っていくよう、皆さんの温かいご支援を心からお願いする次第です。

手をつなぐ
国際活動

国際リハビリテーション協会の活動について

丸山一郎
厚生省社会局更生課身体障害福祉専門官

1988年9月、リハビリテーション世界会議の東京開催が決まっている。障害者に関する世界規模の会議の中では、最大のものといって過言ではない。国際リハビリテーション協会(Rehabilitation International・略称RI)の加盟団体は現在82ヵ国の135団体及び6つの国際団体であるが、16回目を迎えるリハビリテーション世界会議は、1929年の第1回から約60年にして、アジアでは初めて開催されることになったのである。

リハビリテーションそして障害者問題に関する国際的動向については、RIの存在ぬきには語れないところであり、国連の諮問機関としての活動と独自の運動による障害者問題の解決への貢献は多大である。わが国も、昭和24年肢体不自由協会が加盟したが、1965年の第3回汎太平洋リハビリテーション会議の東京開催を機にRIの活動を本格的に開始した。(財団法人日本障害者リハビリテーション協会の設立は、昭和39年である。)

ヨーロッパ・アメリカを中心に発展してきた障害者リハビリテーションが、国連の国際障害者年の実施により、世界全体の取り組みと国際協力の進展がみられている時、アジアで初めてのRIの世界会議の開催は、大きな意義をもっている。

本稿ではRIを紹介し、その歩みと貢献について述べる。

1.国際リハビリテーション協会60年の歩み

RIの誕生は、1922年(大正11年)アメリカにおいて設立された国際肢体不自由児協会(International Society for Crippled Children)であった。オハイオ州の実業家エドガー・アレンは、息子を市電の事故で失ったことから、子どもの援助活動に力を注ぐことになり、その中で、治療と教育を必要とする障害児の問題に取り組む決意をすることになる。ロータリークラブの協力を得て生まれた協会は、当時世界的にも問題の認識がなされず、対策もほとんど存在しない中で、世界各国に、

- 障害の問題に取り組む組織をつくること
- 障害者対策の実施を援助すること
- 情報センターとしての役割を果たすこと

を目的とした。

1929年、世界で初めてのリハビリテーション会議が、「肢体不自由者問題世界会議」の名の下に、スイスのジュネーブで開かれ、12ヵ国から50人が集まった。

この時の議論は、発見・治療・教育・予防について、その相互のかかわり合いと、社会の障害に対する態度や社会政策とのかかわりについてであった。そして、個々の分野の専門家の全体的な協力の必要性と国際的な眺望による啓発の重要性が認識されたのである。以来60年、RIは、対象を子どもから大人、肢体不自由者からすべての障害へ拡大され、障害問題全般に取り組む唯一の世界組織として発展して来た。

第2次世界大戦中の活動は縮小を余儀なくされたものの、〈別表1〉のごとく15回の世界会議の開催を軸として、世界的行動と各国間の協力を推進するとともに、国連の社会経済理事会及びWHO、ILO、ユネスコ、ユニセフ等の専門機関のNGO（Non-Governmental Organization・非政府機構）として諮問機関の役割を任じてきている。

1960年、障害問題のあらゆる側面について活動することから、名称を国際障害者リハビリテーション協会と改めたが、1972年からは、それまでの略称を正式なものと改め、協会は現在の名前となった。

2. RIの目的と活動

RIの目的は、以下の事業を推進し、援助することである。

①身体及び精神の障害の予防

②教育的・医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービス

③これらのサービスを確保し、障害者の権利を守るための、各国における法の制定

④これらの事業に携わる国際的・地域的及び各国の諸団体への援助

⑤障害の原因及びその予防とリハビリテーションに関する研究

⑥情報の交換

⑦国際会議の開催と支援

⑧障害者及び関連領域に働く個人や団体の国際レベルにおける代表となること

RIはこの目的の達成のため、事務局をアメリカのニューヨークに設置するとともに、情報センターを、ドイツ、メキシコ、スウェーデンに置いている。また、専門委員会として次の7つを設置しそれぞれ個別の活

〈別表1〉リハビリテーション世界会議一覧——第1回～第16回

	開催地	年	テーマ	出席者数	参加国
1	ジュネーブ(スイス)	1929			
2	ハーグ(オランダ)	1931			
3	ブダペスト(ハンガリー)	1936			
4	ロンドン(イギリス)	1939			
5	ストックホルム(スウェーデン)	1951		648	29
6	ハーグ(オランダ)	1954			
7	ロンドン(イギリス)	1957	障害克服への計画	1,200	53
8	ニューヨーク(アメリカ)	1960	リハビリテーションと世界計画	3,000	70
9	コペンハーゲン(デンマーク)	1963	障害予防とリハビリテーション	1,700	66
10	ウィスバーデン(西ドイツ)	1966	産業社会とリハビリテーション：問題と解決	2,138	58
11	ダブリン(アイルランド)	1969	リハビリテーションへの地域社会の責任	2,000	60
12	シドニー(オーストラリア)	1972	リハビリテーション計画：環境・動機・自助	1,500	60
13	テルアビブ(イスラエル)	1976	一生を通してのリハビリテーション	1,500	53
14	ウイニペッグ(カナダ)	1980	予防とインテグレーション：80年代の優先	3,000	85
15	リスボン(ポーランド)	1984	障害者と社会の統合：情報・認識・理解		
16	東京(日本)	1988	総合リハビリテーションの実現をめざして：その現実的展開		

動も行っているのである。①医学②教育③社会④職業⑤福祉機器⑥行政・組織運営⑦余暇・スポーツ

RI の近年の主な活動は、〈別表2〉に示したが、特筆すべきは次の3点である。

●1968年、RI は、国連との協力により、障害問題について世界的な調査を行った。その結果、世界人口の10%に当たる少なくとも4億5千万人の人が何らかの身体的精神的障害をもつと推定した。そしてその中の3億人は、必要とする援助を全く受けていないことも明らかにした。10人に1人という障害者の推定は、大きな反響を呼び起こしたのである。

●RI は1970年代を「リハビリテーションの10年」と宣言し、障害者問題の大きさと重要性について、世界の認識を高め、問題解決に向けての一層の努力を促し、自らも実践する活動を起こした。

この10年の活動により、RI の交流範囲は拡がり、RI の活動は、民間団体のみならず各国の政府、殊に、社会保障、福祉関係機関にも影響を与えることとなった。また、障害者自身の運動とのかかわりも急速に拡大され、加盟組織の拡大とともに、RI の歴史は新しい局面を切り拓いた。(RI は、世界盲人協議会等の国際的な障害者関係組織と提携して、世界障害者関係団体協議会—The Council of World Organizations Interested in Handicapped 略称CWOIH—を1953年結成した。CWOIH は現在49の世界組織が加盟し、国連における障害者の代弁を行っている。)

●「リハビリテーションの10年」で高まった関心と多くの実践活動を踏まえて、RI は、今後の発展を目指す「80年代憲章(Charter for 80s)」を策定した。これは、起草文を各国の討議に付与して、2年間の国際的協議ののち、世界会議での討論を経て決定したRI全体の努力の成果であった。80年代憲章は、障害問題の理解と行動の方針、及び優先議題についての合意であり、リハビリテーションに関する総合的な国際指針である。

●この他、発展途上国の障害児の調査をはじめとする数々の調査・研究が実施されるとともに、環境を改善するための国際シンボルマーク（次頁図）は世

〈別表2〉RI 近年の主な活動

〔調査研究〕
- 世界の障害者数の調査
- UNESCO の依頼に基づく障害者用機器に関する国際調査——フローレンス協定作成の基礎となる。
- 国連の依頼による障害の経済的側面に関する調査
- ユニセフの依頼による児童の障害に関する調査と対策の立案
- 障害に関する世界情報システムの検討

〔啓蒙活動〕
- リハビリテーションの10年(1970—1980)宣言——障害のもたらす問題の広さと重大さについて世界の関心を喚起
- アクセスを示す国際シンボルマークの制定と普及
- 80年代憲章の作成——障害の予防、リハビリテーション、統合、及び情報についての世界計画

〔国際会議〕
- 4年毎の世界会議——1980：ウイニペッグ／1984：リスボン／1988：東京
- アジア・太平洋地域リハビリテーション会議——1983：クアラルンプール／1986：インド
- 障害に関する国際法制会議——1971：マニラ／1978：マニラ／1986：ウィーン
- リハビリテーションにおけるコミュニケーションに関する国際専門家会議——1972
- 障害と家族に関する国際会議——1978：ブリトン
- 完全参加に関する障害者団体代表によるワークショップ——1980：ウイニペッグ

〔国際協力〕
- 国連及び世界障害者関係団体協議会への協力
- 国際発展途上国リハビリテーション研究所の設立
- 国連世界行動計画の起草及び国際障害者年の評価への協力
- 発展途上国への技術協力と助言
- 国際団体間の協力の推進

界中に広まっていったのである。

3. RI 活動の世界的貢献

前述したRIの活動は、常に世界における障害者問題の啓発をリードしてきていると同時に、具体的な施策の実施についても、技術的支援を行ってきており、その貢献は誠に大きいものがある。殊に、数々の調査や、国際会議の開催を中心とした国際的協議や合意は、国連の宣言や決議に大きく反映してきた。1975年の「障害者の権利宣言」や1981年の「国際障害者年」に至るまでの決議、更には「障害者に関する世界行動計画」に与えた影響や、実際の行動は、RIの大きな貢献の1つである。

障害者のための国際シンボルマーク

このマークは、障害者のリハビリテーション事業を実施する国際障害者リハビリテーション協会(Rehabilitation International)によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして、採択決定されたものである。またISO（国際標準化機構）の公共案内図記号として1981年制定されている。

なお各国においてこのマークの普及使用にあたって、マークの作成、法的保護及び使用制限などに関しては、各国の責任にまかされるが、シンボルマークが適切に広く利用されるとともに、普及されることによって、障害者が直面している建築上及びその他の障害を一般地域住民に対し理解を高めるためのものであるとして、つぎのようなシンボルマークの制作や、使用方法に関しての見解を示している。（詳細については日本障害者リハビリテーション協会☎03(989)9530に照会されたい。）

〔国際シンボルマークを掲示するための最低条件〕

- 玄関＝地面と同じ高さにするほか、階段のかわりにまたは階段のほかに、ランプ(傾斜路)を設置する。
- 出入口＝80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。
- ランプ＝傾斜は1/12(こう配4.5度強)以下とする。室内外を問わず、階段のかわりにまたは階段のほかに、ランプを設置する。
- 通路・廊下＝130cm以上の幅とする。
- トイレ＝利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。
- エレベーター＝入口幅は80cm以上とする。

4. 世界会議日本開催の意義

これまでの世界会議は、別表のごとく、すべてヨーロッパ、アメリカを中心に開催されており、リハビリテーションのレベルと地域格差をある意味で示すものであった。アジア地域のリハビリテーションを高める上でも、日本開催は期待されたものである。それ以上に、戦後40年近くの日本のリハビリテーションの発展においても、その質を問い、改善を指向する絶好の機会である。

今回のメインテーマは、〈Realistic Approaches—Looking ahead towards comprehensive Rehabilitation 総合リハビリテーションの実現をめざして—その現実的展開〉である。サブテーマは、3つあり、

- リハビリテーション・サービスの地域レベルでの総合化
- 先端技術と障害者
- リハビリテーションにおける国際協力—発展途上国のニーズに応じた技術について

である。

世界の人々との交流により各国の実情を知り、多くの人々が触発され、わが国のリハビリテーションがより前進するとともに、世界に向けての協力が現実的にすすむことを期待したい。

分類総目次　（第1号～第20号）

左側の数字は号、右側の数字はページをしめす

児童　母子福祉・施策　動向

スウェーデンにおける児童の権利……川合　勇　1－50
フィリピンの児童福祉事情……大谷嘉朗　9－2
フィンランドの児童福祉……田中　寿　2－2
スウェーデンの児童健全育成対策……吉野　寛　2－15
ベルギーにおける児童福祉活動……小山一宏　3－39
韓国の児童福祉と教育……帆足喜与子　9－22
カナダの子ども―児童福祉対策をめぐって―……岡本民夫　8－76
北欧の母子福祉……長畦すめる・久保冷子　6－2
イギリスの母子福祉政策とファイナー報告……京極高宣　10－56
マレーシアの事情と福祉施設めぐり……伊東よね　13－39
施設処遇の比較……山崎健治　20－54
最近の欧州諸国における里親制度の動向
―終局を迎えた脱施設化―……渥美節夫　16－38
オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容（1）
……イアン・G・エリス　16－28
オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容（2）
……イアン・G・エリス　17－39
西ドイツにおける児童・母性のための施策……小島晴洋　18－30
ヨーロッパに押し寄せるノーマリゼーションの波……北沢杏子　18－44
デンマークの児童・青少年福祉現況……千葉忠夫　18－17
インドにおけるユニセフの活動……井上和雄　19－47
アメリカにおける1980年の児童福祉法改正の影響について　多々良紀夫　20－49
政策課題としてのアメリカの家庭
―ホワイトハウス会議について―……石原邦雄　12－43
世界各国の育児休業の比較……可知正高　15－12

世界の児童手当……肥後和夫　7－9
海外の児童手当……平田寛一郎　12－39
母と子の年金―日本と世界―……平石長久　4－16
児童手当制度の最近の動向……坂本佶三　3－18
国籍法の改正について……小原紘司　15－47

国際児童年に向けて動きはじめたIUCW　……大谷嘉朗　5－8
国際児童年に向かう国際児童福祉連合の活動……加藤栄一　7－40
国際障害者年をめぐる世界の動き―その1―……丸山一郎　12－34
国際障害者年をめぐる世界の動き―その2―……丸山一郎　13－34
国際障害者年をめぐる世界の動き―その3―……丸山一郎　14－32
国際障害者年後の国連の動向……堀　利雄　17－34
国際青年年について……高橋吉則　17－47
国際青年年をめぐる世界の動き……高橋吉則・松本　悟　19－61

児童発達理論の流れ―米国を中心にして―……藤嶋輝子　1－44
子どもの行動変容―アメリカにおけるオペラント学説の発展―
……東　正　4－2
児童福祉関係最近の米・英の基礎・専門文献を中心として　…小島蓉子　1－58
社会主義社会における最近の児童福祉基礎・専門文献を中心として
……高橋重宏　2－53
母性愛を中心とする内外文献……千羽喜代子・今井節子　4－52
最近の保育動向を中心とする内外文献……森　重敏　5－50
最新の世界の育児書……澤田啓司　6－50

こどもの生活一般

人種差別のない階層社会―サンパウロのさまざまな
子どもたち―……田実　碧　4－58
仏教国の子だくさん―熱帯の戸外で育つ子どもたち―　……大貫富美子　5－58
ミクロネシアの子どもたち……福田垂穂　6－39
アラブ首長国連邦の子ども―土塀のなかの母と子ら―
……笹原松子・笹原美智　8－40
ネパールの子ども―貧しくも物乞いのない活気―……福渡　勲　8－44
スリランカの子ども―富める者・貧しき者―……岡本美智子　8－52
南イタリア・マンフレドニアの子ども―生活の四季―…川本恵子　8－56
タンザニアの子ども―責任の分担―……鈴木優梨子　9－6
ナイジェリアの子ども……宮崎安子　9－10
ミクロネシア・トラック諸島の子ども……古市　慎　9－38
メキシコの子ども―文化と伝統―……山本哲士　9－42
イラクの子どもとその環境……佐藤由美子　9－46
スペインの国柄と子ども……香川純子　9－50
アラスカ州エキスモーの暮しと子ども……武藤静子　9－54
ブラジルの子ども―日系の子どもの生活と問題点―……横山定雄　9－58
リベリアの子ども―貧しい現実と150人の大家族―
……パトリシア・クラーク　9－66
デンマークの子ども・家庭・学校……花村春樹　14－7

育児　しつけ

ゼントルマンを育てる―英国の育児―……竹田和子　1－65
パルドン―フランス人におけるしつけ―……上野啓子　2－59
子どものしつけと社会福祉……岩永信吉　3－44
教育の祖型を探る―アチョリ族の子育て―……小沢有作　6－9
カスタニエの実拾い―古都の静けさを伝え継ぐしつけ―　……辻　英子　6－57
タンゴの国のしつけと慣らわし……小林暁子　7－62
オーストリアのしつけ―生活とのかかわり合いのなかで―　…辻　英子　8－12
タイの子ども―育児と伝統―……伊達卓三　8－8
フランスの子ども―育児と教育―……寺内礼治郎　9－26
親の子育てについての国際比較調査……田村健二　14－2
アメリカの育児法について―ブラゼルトンの育児書をめぐって―
……平井信義　15－2
「主体性のある子育て」をすすめるために……廿楽昌子　20－30

親子　家族・指導対策

母子精神相談と両親教育　……L.ゴットファルプ・フォン・ボンスドルフ　13－54
母子相互作用の研究……多田　裕　14－35
親子関係と子どもの病理性……服部祥子　20－43
母と子の絆を考える……高橋悦二郎　20－28
現代の家族と子どもの発達……三宅和夫　20－19
専門化が進む中で……藤原房子　20－31
親業訓練協会……近藤千恵　16－16
ナイジェリアの捨て子と養子　……B.アジェニフジャ　13－51
バングラデシュの母と子―悲しみを乗越えて―……長田満江　3－33
ローマの子どもと母親―家族愛とモンテッソーリ方式のこと―
……山田すみ子　5－41
インドネシアの小学生―2つの家族とその周辺―……笠井　象　8－64
台湾の小学生―2つの家庭とその生活―……廖　高義　9－34
子どもの幸せをはかるために家庭のあり方を考える……佐治守夫　20－2
レバノンの家庭生活と子ども……小山則子　9－14
中華人民共和国の共働き……加藤　翠　11－39
オランダのトライアングル……網野武博　10－28
オーストラリアのケアフォース……大谷りつ子　10－25
コペンハーゲンのファミリー・ガイダンス(家庭福祉相談)……高橋重宏　1－47

片親家庭問題の国際比較……西村洋子　10－2
単身家庭の福祉に関する提言―(東京都児童福祉審議会意見具申)
概要……吉田恭爾　14－12

日本の片親家族……田村健二　10—13
日本の母子家庭に関する調査結果……杉浦宏章　10—17
片親家族への地域ケア—フランス・ストラスブール市の例—
……松村祥子　10—22
ウォーレン・ヴィレッジ・コミュニティ……武田顕子　12—52
ヘルシンキの未婚の母と子どもの家……坂田　澄　1—36
トルコにおける母と子の施設 ……M.ギョエケル　3—14

出産に関する最近の考え方……雨森良彦　15—16
先進諸国の出生率の低下……高橋重郷　14—40
IPPF 東南アジア・東アジア・オセアニア地域ワークショップ
"家族計画のための地域教育"……小長井春雄　1—56
離婚—その理想的対応について—……ロナルド・サンドバイ牧師　11—45
離婚・再婚のはざまでふりまわされる子どもたち—アメリカの家族を取材して—……竹内　実　14—17
両親の別居および離婚が児童の発達に与える影響
……ジェフリィ・I・ドルガン　14—21

西ドイツのホームヘルプ・サービスと保養事業……春見静子　2—8
キブツの親子関係—乳児保育の中心にして—……石垣恵美子　15—24
インドネシアにおける母子栄養問題……山口賢次　16—19
子どもの孤食・欠食……藤沢良知　18—36

地域福祉機関・活動

フィリピンの地域社会生活向上教育福祉センター……大谷嘉朗　1—34
シンガポールにおける児童福祉のコミュニティー・サービス…小林芳文　2—41
アメリカ・アイオワ州の児童育成の診断センター……松本佑子　3—28
地域の福祉活動とワーカー—西ベルリン、ロンドン、カナダ—…坂口順治　4—9
定着した地域行動プログラム—アメリカ—……福田垂穂　5—35
コペンハーゲンのストレ・ビュールスルゴー……土屋方人　5—28
児童相談機関とその地域活動—アルコールと薬物中毒の防止教育を中心として—……カックス楠　7—2
児童の健全育成とコミュニティの役割……松原治郎　13—2
地域児童福祉活動……カックス楠　13—7
欧米における児童のためのコミュニティ施設計画……長倉康彦　13—12
障害児のためのコミュニティ・ケア……北沢清司　13—18
子どもとコミュニティ……高山忠雄　13—21
ウォーデン・コミュニティー・センター……神戸賢次　15—19
少年少女のコミュニティセンターを目ざして……八住智明　17—30
養護施設と学校の効果的な連携……側垣雄二　17—14
コミュニティ・ワークへの動き……阿部志郎　19—57

文化・芸術・活動

児童テレビ番組をめぐる国際事情……後藤和彦　11—2
最近の海外の子どもの本—絵本を中心に—……荒井督子　11—7
日本の児童文化活動……星美智子　11—12
外国の子どもの絵と日本の子どもの絵……林　健造　11—17
ユネスコ・アジア地域共同出版計画……松岡享子　11—20
人形劇と子どもたち……竹内とよ子　11—23
ハンブルグ国際児童演劇祭—日本の児童劇の与えた衝撃的感動—
……落合聡三郎　2—44
ミドランドの青少年芸術センター……山口　真　11—26
カナダのオンタリオ科学センター……荻須隆雄　11—28
ボストンの子ども博物館……杉本敏雄　10—52
ユネスコ・ワークショップ—「芸術家としての子ども」—…内山喜久雄　11—59
フィラデルフィアのプリーズ・タッチ・ミュージアム…福田垂穂　13—30
テレビ子ども番組の日米比較研究……江畑敬介　16—43
トロッペンミュージアム……斎藤欽能　16—56
ヨーロッパ・子どものための展覧会・あれこれ……田嶋茂典　17—44
アメリカの演劇教育とクリエイティブ・ドラマ……方　勝　18—47
モントリオールの地下広場……福田垂穂　18—52
秋田県立子ども博物館……佐藤　進　12—56

遊び場　遊具

デンマークの児童とユースクラブ活動……山崎重信　1—17
デンマークの児童館と児童の余暇活動……長門乙彦　2—32
デンマーク・スウェーデンの児童の遊びの環境—遊びの環境福祉計画とそのモデル……高城義太郎　8—2
西ドイツのトリム……吉田健一　4—41
北欧の遊具……仙田　満　4—44
世界の玩具安全基準統一化の動き……角田鏡輔　6—36
みんなのスポーツの推進……青木　高　7—24
遊び場の新しい設備—ノルウェーにおける新しいモデルの試み—
……森　重敏　10—36
スイスの教育と子どもの遊び場—地域の生活とフリータイムセンター—……斎藤欽能　8—60
ロンドンの冒険遊び場……本田三郎　1—40
中華人民共和国の国立中央児童館……福田垂穂　17—28
海南こどもの国……井川昭栄　20—60

保育　幼児教育

フランスの母親学校（エコール・マテリネル）……山口　真　1—10
フランスの幼児保育と幼児教育の在り方……岡田正章　5—2
アメリカの就学前児童のためのデーケア・プロジェクト……小関康之　1—4
西ドイツにおける幼児教育の基礎……成田弘子　3—54
イスラエルの幼児教育—キブツの2歳児—……小川博久　8—16
中国の幼児教育—労務対策と国家要請を目ざす幼稚園—……高橋種昭　8—20
ソ連の学齢前教育—子どもは王さま—……勅使千鶴　8—32
西ドイツの幼児教育の研究—北部ライン・ウェストファーレン州の試み……平井信義　8—36
日本講演にみるスポック博士の幼児教育論……和田慎吉　10—42
スリランカのサルボダヤ Pre-School 部門
—その運動を通して—……兵頭恵子　14—26

アメリカ・カリフォルニア州の公立保育所と私立デースクール
……長谷川慶枝　4—30
ドイツ民主共和国における児童保育—農村地域は農業生産協同組合の手で—……田端光美　4—38
ハンガリーの保育所—環境づくりへの配慮—……小川信子　8—24
ロンドン地区の幼児の福祉と教育—移民と保育所、「1時クラブ」について……林　三平　8—28
ベトナム・ホーチミン市の保育問題……グエン・ティ・リェン・ホア　9—18
インドの建設現場の移動託児所……山口　真　9—30
レッジョ・エミリアの保育園を訪ねて……田辺敬子　13—25
—乳児院におけるふれあい—育児法の変遷と乳児の発達的変化—
……赤松高之　15—7
中国の乳児保育施設—上海の人民公社の例—……高野　陽　15—22
思春期の問題行動の原因としての乳児期の養育について ……平井信義　16—12
ムードン市の保育……岡本美智子　16—22
ベビーホテルの実態……加藤　翠　13—45
ベビーホテルのその後……藤本勝己　16—33
ドロシイ・ガードナー児童センター……児玉　省　11—50
ミトラ・プレ-プライマリィ・スクール ……久野登久子　14—56
ヒューストンのチャイルド・ケア・ファシィリィティス…加藤　翠　14—52

シドニーの保母養成機関……小林芳文　3—26

保母養成施設—オーストリア……千羽喜代子　6—28
幼児能力開発通園施設……石綿　裕　7—32

学童　思春期対応

学童期の体力の現状と問題……宮下充正・定木明子・中村好男　17—2
カギっ子対策（学童保育）の実態……田村健二　17—17
アメリカの小学生の放課後生活……伊志嶺美津子　17—22
韓国での課外（塾）禁止とその結果について……金　徳俊　17—26

児童相談所窓口からみた思春期問題……上出弘之　18—12
アメリカにおける思春期問題の福祉実践活動……カックス楢　18—7
アメリカの思春期精神医療体制……稲村　博　19—2
日本における思春期婦人科外来の現状とあり方……松本清一　19—6
思春期の文化財接触の現状と問題……川浦康至　19—10
10代の性——日本とアメリカ……宮原　忍　18—2
十代の性と愛……生月雅子　5—38
知らせておかなくてはならない—西ドイツにおける少女の性教育の一端—……安藤　則　6—22
中学生の登校拒否に関する意識調査……崎尾英子・河合　洋　16—49
思春期学会の動向……江幡玲子　19—21
スウェーデンの新しい義務教育カリキュラム……福田垂穂　15—39
クウェートと教育……荒川弘子　9—70
海外子女の適応について……野田一郎　14—45

青少年保護・非行　暴力　虐待

青少年の暴力—殺人と自殺を中心に—……稲村　博　12—2
家庭内暴力の裏にひそむもの……高橋義人　12—7
日本の学校内暴力の現状……大沢正治　12—12
日本の子どもの暴力—校内暴内と家庭内暴力—……小泉英二　12—17
暴走族……田村雅幸　12—22
アメリカにおける子どもとテレビ暴力……佐藤晴夫　12—25
青少年暴力と教育制度……スチュアート・ピッケン　11—42
子どもの虐待……松島富之助　2—38
児童虐待 Child Abuse ……池田由子　16—2
子どもの虐待—英国を中心として—……久保紘章　7—56
思春期における児童虐待の現状……田村健二　19—15
最近の少年非行現象
—アメリカ・ヨーロッパ・アジア諸国と日本—……溝上瑞男　7—16
ニュージーランドの少年非行対策……武川　篤　9—62
中学生と非行……深谷和子　18—20
イギリスにおける非行少年のための中間処遇計画について……浜野一郎　19—18
デンマークの行動問題児教育—地方社会福祉委員会制度と少年の家を中心に—……池田八太郎　8—68
少年のまち—ローマの教護院—……松本武子　5—30
エクセルシア—アメリカの女子教護院—……松本和子　7—34
大ロンドン3自治区立教護院……廣渡　修　6—34
イギリスのレッドヒル教護院……志茂彦之　2—34
ロサンゼルスの自殺予防センターの青少年自殺対策……勝俣暎史　8—72
東京警視庁のヤング・テレホン・コーナー……田村健二　12—30
観察寮……平井信義　13—58
北海道家庭学校のこと……谷　昌恒　17—53
児童保護の法制の整備を！……石川　稔　20—32

児童養護　里親　グループホーム

児童福祉施設と現代社会……柴田善守　20—10
韓国における養護施設の現状と今後の展望……大谷嘉朗　3—36
タイの養護施設……福田垂穂　3—24
オーストラリアにおける児童養護のネットワークづくり……網野武博　19—29
オーストラリアの児童福祉施設を訪ねて—ひとりひとりを真に大切にする心—……吉沢英子　8—48
変貌する養護施設メルボルン・オラーナ幼児グループホーム……福田垂穂　16—24
グループホームを考える……広岡知彦　11—34
フランクリン郡児童福祉局のサービスとグループホーム……潮谷義子　5—26
カナダ・アメリカにおける児童養護サービス……豊福義彦　15—34
全米里親大会とアメリカの里親……中　一郎　5—32
カナダにおける日本養護施設出身者の活躍……込山　稔　15—44
西ドイツの養育家庭制度……藤本　昇　19—44
英国の養護児童がまとめた養護問題検討会報告書……津崎哲雄　19—34
メキシコの女児養護施設……梅森公代　5—24
コルンタル・ホフマンハウス養護施設……岩佐喜久枝　1—31
児童福祉情報サービス協会……松本佑子　12—58
ボーイズタウン……中山恵子　12—28
バーナードホーム……小坂和夫　13—60
バーナード・ホーム……吉沢英子　14—58
プエルトリコの「中途の家」……松本武子　4—24
ソウル総合職業訓練院……金　昌植　15—50
ウィーンの「子どもの町」……クリスタ・シュミィット・ショエベル　15—52
ナザレス児童養育センター……山口憲志　16—54
ボーゲンセ生活学園……花村春樹　17—56
ステフェンソンコート・ホーム……小坂和夫　18—23
ネパールSOS子どもの村……小林芳文　2—28
オーストリア・モースブルグのSOS子どもの村……今井節子　7—30
モースブルグの「SOS子どもの村」……大場幸夫　13—28
若草寮—高校生の養護施設—……山田彌平治　11—54
調布学園……渡辺茂雄　15—54
憩いの家……広岡知彦　18—26

婦人の生活・活動

オーストリアの婦人たち……フリューリング・M・紬子　5—54
スウェーデンの労働者階層の若い母親たち……山崎道子　3—7
赤ちゃんと働くお母さん……小倉　清　20—29
ホンコンの主婦たち—市民と外国人と—……大森邦子　7—59
ペルーのインディオの女たち……好本照子　7—49
ニュージーランドの主婦たち……仲里幸子　2—56
アメリカ合衆国の婦人の動き—男女の役割をめぐって—……庄司洋子　6—53
世界の婦人のボランティア……林　千代　1—62
英国の婦人会活動—W.I.に参加して—……山崎美貴子　3—50
中国の旅—中国の婦人の活動……辻　キヨ　4—55
アメリカの婦人の危機センター……本間郷子　10—30
ロンドンにおける母子の緊急避難所—Women's Aid の動向—……佐藤豊通　4—35
タイの婦人更生施設のパックレッドホーム……福田垂穂　7—38
ディスプレイスト・ホームメーカー・センター……荒このみ　12—54

障害児対策・教育

カナダの福祉と障害児リハビリテーション……詫間晋平　1—22
東欧の福祉施設—障害児施設を中心に—……藤島　岳・津曲裕二　5—14
障害児をもつ親へのアプローチ……吉沢英子　13—48
私の見たモスクワ・レニングラードの障害児教育……松樹偕子　14—48
アメリカの特殊教育制度の現況……カニングハム・久子　19—24

ニューヨークのケネディ・チャイルド・スタディ・センター……詫間晋平　1—38
ルクセンブルグの精神薄弱児施設……小山一宏　2—30
スペインの心身障害児の特殊教育・訓練施設……小山一宏　2—36
イラン国立児童保護協会付属精薄児施設……小林芳文　4—28
ブラジル日系コロニア重度精神薄弱児施設「希望の家」……大西紀久江　5—22

ペルスヴァルからコンパニオンへ—スイスの教育治療センターを訪れて……皆川正治 10—45
フランク・ドリア・パンフィリーセンター—医療・心理・教育センター—……大井英子 10—48
クーマリ・スクール……荻須隆雄 14—60
ウエストチェスター郡立医療センター精神遅滞研究所……カニングハム・久子 18—50
ブラジルの精薄児教育の実情と日系施設こどものその…吉田亘善 19—39
弘済学園……中村健二 18—54

身体障害児・者のための福祉機器—欧米の現状—……高山忠雄 6—16
社会福祉機器の普及をめぐって……笹尾　勝 16—46
プラハのイエドリチカ研究所……高橋重宏 1—28
アメリカの心身障害者福祉工場……橋本　明 2—22
アメリカ・ペンシルバニア州マクガイア・メモリアル・ホームの療育について……丹羽淑子 4—32
ドクター・アドルフ・ローレンツの家—身体障害児施設—……小山一宏 4—26
西ドイツ・ジュッセルドルフ郊外の心身障害児・者施設「ヘパタ」……飯田　進 6—30
ミュンヘンの重複障害児福祉……高橋重宏 7—46
バスター・ブラウン・ホーム……平山宗宏 11—52
ブレントウッド・センター……弟子丸郁子 12—50
総合社会福祉施設旭川荘……江草安彦 14—24
ショートタイムホーム……高谷　清 19—55
情緒障害児への福祉……杉山信作 17—8
自閉児との触れ合い—ブレントウッド教育治療センターでの体験—……昌子武司 6—32
イギリスの障害児教育—ロンドン・モーズレイ病院を中心として—……野村東助 7—43
デンバーの情緒障害児収容治療施設……斎藤　武 10—50
袖ヶ浦のぴろ学園……小野ふたば 13—62
Clive Robbins 博士夫妻による障害児のための音楽療法……荻須隆雄 17—50
小松島子どもの家……大坂　誠 10—54
音楽による心理療法—音楽療法の本質と実状—……林　庸二 11—56
モンテッソリー特殊学級……松崎　学 13—56
インド・タイ・インドネシア視察旅行—小児保健を中心として……小林好美子 6—42
ランチョ・ロス・アミーゴス病院……加賀美暎子 3—30
小児病院—ニューオーリンズ—……戸松ユキ 7—36
北京市児童医院……巷野悟郎 14—54
愛育会総合母子保健センター……高橋悦二郎 15—26

国際会議　国際活動

国連世界人口会議・第3回ブカレスト……高橋重郷 1—54
国際婦人年・メキシコ会議……長尾立子 2—50
第18回国際社会事業教育会議と国際社会福祉会議……松本武子 3—46
第2回国際社会事業団会議と職員研修会—国際社会福祉の問題点—……児玉怜子 3—48
国際女医会第15回国際会議……熊谷美津子 4—48
国際連合人間居住会議……大川信昭 4—50
第16回国際看護婦協会4年ごと大会……池田ふみ子 5—44
第10回国際精神療法学会……池田由子 5—46
世界青年平和会議……宮崎俊策 5—48
婦人国際平和自由連盟第20回国際総会……辻　キヨ 6—48
自殺予防国際シンポジウム……田村健二 7—52
国際幼児教育会議—保育理念と問題点—……児玉　省 7—54
第6回国際社会福祉協議会アジア西太平洋地域会議…郷地二三子 9—74
国際児童年にかかわる国際会議一覧……10—32
国際児童年記念児童福祉シンポジウム……荻須隆雄 10—34
第20回国際社会福祉会議……仲村優一 11—30
国際婦人会議—NGOフォーラムに参加して—……中村悦子 12—32
1981年国際シンポジウム『子供と都市』……大木知明 13—32
1981年世界精神衛生マニラ会議……星野　命 14—28
第12回国際栄養学会議……武藤静子 14—30
1983年国際社会福祉協議会アジア・西太平洋会議……染谷豊吉 15—28
国際児童福祉連合総会……佐野利昭 15—30
カウンセリング円卓会議—児童を中心として—……天羽大平 15—32
フィリピンのワークキャンプ……飯田　進 15—56
児童救済連盟の活動 Save the Children……高橋正子 16—7
OECD・CERI 家庭教育国際セミナー……瀬田智恵子 16—26
国境を越えて愛の手を……伊東よね 16—58
ユネスコの活動……鳥飼　繁 17—58
インド『人口と開発・議員会議』見聞の記……斉田慶四郎 17—32
第8回国際ソーシャル・ワーカー・セミナー……平本善一 18—28
3,000人の見た中国……加藤映子　竹内清恵 18—41
国際的な電話相談活動……斎藤友紀雄 18—56
エージャン パシフィック ディベロップメント センター……ヘネシー・澄子 19—50
OMEP—ワルシャワ会議に向けて—……森　重敏 3—2
OMEP 第15回世界大会……山下俊郎 6—46
オメップ(OMEP)世界大会報告……西本　脩 11—32
高速社会と児童の安全……詫間晋平 12—46

世界の児童福祉施設　(特集号掲載)

●アジア
キプロス共和国
ニコシア・チルドレンズホーム……養護施設 13
ニコシア・マテティコ・オエコトロフィオ……親がトルコ領地区に住む女子中学生の施設 14
公立ペルリオティサ保育所……保育所 15
香港
ホンコン青少年ケアセンター……児童保護所 18
セントクリストファーズ・ホーム……養護施設・職業訓練所 19
シン・タク・センター……養護施設・職業訓練所 20
インド
チルドレンズホーム……ライ病の親をもつ児童の隔離施設 22
デリー児童福祉協議会『パルナ』……遺棄児の収容施設 23
女子一時保護所……一時保護所 24
インドネシア共和国
非行児童リハビリテーション施設……養護・教護施設 26
ヤヤサン・ササップ・イブ……乳児院・養護施設 27
ウィスマ・ツナ・ガンダ重複障害児施設…リハビリテーションセンター 29
イエラエル
ベンシャーン・ユースビレッジ……居住型小学校、中学校、高等学校 32
ネヴェー・タフ……養護施設 33
ティラッド・ハイエレッド……養護施設 35
ヨルダンハシミテ王国
ホリーランドろう児施設……聴覚障害児寄宿学校 38
大韓民国
ウン・ピョン・エンジェルスヘブン養護施設……養護施設 41
ウン・ピョン精神薄弱児施設……精神薄弱児施設 41
ウン・ピョン心身障害児養護学校……心身障害児学校 42
ミョン・スン・ウォン……職業訓練施設・児童補導センター 43
スン・ロー・ウォン乳児院……乳児院 44
マレーシア
ルマー・カナ・カナ・トウンク・ブドリャ……養護施設 47

ジュビィリー・チルドレンホーム……重度心身障害児施設 49
タマン・セリ・プテリ……婦女子保護施設 51
フィリピン共和国
ホスピシィオ・デ・サン・ホセ……養護施設 53
アビエルタス友情の家……未婚の母と子の保護施設 55
ベタニィ・クリスチャンホーム・フォー・チルドレン……養護施設 57
シンガポール共和国
シンガポール・ボーイズホームAセクション……教護院・更生施設 60
シンガポール・ボーイズホームBセクション……教護院 62
救世軍ザ・ヘブン……複合福祉施設 65
シンガポール盲人協会居住コテージ……盲児の居住コテージ 66
スリランカ民主社会主義共和国
マーコラ教護院……教護院 69
ガンゴダウィラ・ガールズホーム……養護施設 70
州立パナドウラー一時保護所……一時保護施設 71
タイ王国
パィヤタイ乳児院……乳児院 74
肢体不自由児リハビリテーションセンター…リハビリテーションセンター 75
マハラジ財団青少年ホーム……養護施設 77
トルコ共和国
アタチュルク・チョジュック・バクム・ユルトウ……養護施設 80
●オセアニア
オーストラリア
ザ・スーザーランドホーム・フォー・チルドレン……集団養育施設 85
ジャカナ児童養護・ファミリーセンター……長期居住養育施設 87
カンタベリー・ファミリーセンター……居住・通園保育施設 89
フィジー
ナシーヌ・ボーイズセンター……少年教護院 91
ディルクーシャ・ホーム……養護施設 92
セントクリストファーズ・ホーム …養護施設・出産前の未婚の母の施設 93
ニュージーランド
ホヘパ・ホームスクール……精神薄弱児施設 95
パン・アシュ・カレッジ……ろう児学校 96
エプニ・ボーイズホーム……保護観察センター 98
キンバリー病院訓練学校 ……小児精神病院・訓練所 100
●ヨーロッパ
オーストリア共和国
ビデルマンスドルフ・キンデルハイム ……精神薄弱児施設 103
ムッテル・ウント・キントハイム ……未婚の母と子の施設 105
テラピエキンデルハイム "イム・ヴェルド" ……非行少年治療施設 106
チェコスロバキア社会主義共和国
コエネッキ・ウスタフ乳児院 ……乳児院 109
視覚障害児寄宿学校 ……視力障害児のための寄宿校 110
デンマーク王国
ドマゴォーエン ……青少年の家 112
ザ・モンタンヤー・プロジェクト …保護者のいないベトナム難民施設 113
ザ・コレクティーブ "エールゴオ" ……青少年のグループホーム 114
フィンランド共和国
ペラスタカー・ラプセトR.Y.マッティ・ヤ・マイヤーコティ
……一時保護センター 116
サイリラ教護院 ……教護院 118
コトランナン・ラステンコティ ……幼児部を含む養護施設 119
フランス共和国
サントル・プシコテラプティック"ル・コトー" …個別精神療法センター 122
フォワイエ・クレ・スジュー ……教育施設 123
ドイツ連邦共和国
カールシュ青少年施設 ……青少年施設 126
ミュンヘン市立オーファネージ ……医療・教育施設 128
ギリシア共和国
ジョージ&カテリーナ・ハジコンスタ施設 ……養護施設 130
乳児センター "メテラ" ……乳児院 132
スペシャルセンター "セオトコス" ……養護施設 133
アイルランド
セントメリーズ視覚障害児施設 ……女子視覚障害児の教育施設 136
ザ・グランジ ……養護施設 137
セント・メリーズ ……精神障害児・者の教育訓練施設 138
イタリア共和国
ブルーノ・ブオッチ ……青少年の教育施設 141
ノルウェー王国
オスロ大学附属小児精神病院 ……児童精神病院 144
スウェーデン王国
ハンマルゴーデンス・ウングドゥムスヘン ……職業学校 147
リッコムベリヤ・バームヘム ……精神薄弱児施設 148
バーンヘムメット・マーラルブリック ……重度情緒障害児と親の治療施設 149
スイス連邦
レ・ゼキューエイユ ……養護施設 152
ラ・ポミエール ……教護院 153
ピエール・グリス ……情緒障害児施設 154
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国(イギリス)
ペンスハースト ……身体障害児の居住型教育施設 157
セント・セイビヤース ……精神障害児施設 158
ロンドンハマースミス自地区社会福祉局保護観察・審査部
……一時保護、観察、審査 159
●アメリカ
カナダ
救世軍ベタニィ・ホーム ……未婚の母の助産施設 163
オタワ大学附属小児研究センター ……児童治療センター 164
オタワ・カールトン青少年局 ……児童訓練施設 165
ベネズエラ共和国
カラカス市一時保護所 ……一時保護センター 168
テオティステ・アロチャ・デ・ガチェゴス ……ディベロップメント・センター 169
グスタボ・マチャド診断施設 ……診断と照会センター 170
アメリカ合衆国
エッジウッド・チルドレンズセンター ……養護施設 173
セントビンセント・スクール・フォー・ボーイズ
……情緒障害児治療センター 175
ペリン・ハウス ……問題行動をもつ少年のグループホーム 177
イタリアン・ホーム・フォー・チルドレン ……情緒障害児施設 178
サンフランシスコ・ボーイズホーム ……情緒障害児治療施設 180
エバレット・ハウス ……情緒障害、問題行動をもつ少女のグループホーム 183
アマド協会 ……精神薄弱児のグループホーム 185
●アフリカ
リベリア共和国
視覚障害児居住施設 ……視覚障害児施設 190
マラウイ共和国
ペンバ・ボーイズホーム ……教護院 192
モーリシャス
クレッシェ・ド・キャトル・ボーヌ ……乳児院 195
キュピープ・プロベーションホステル ……保護観察施設 196
モーリシャス・モスリム・オーファネージ ……養護施設 197
南アフリカ共和国
ルイス・ボーサ・ホーム・フォー・チルドレン ……養護施設 200
ジンバブエ
チンヤラゾ・チルドレンズシェルター ……養護施設 203
シャーリー・クリプス・チルドレンズホーム ……養護施設 204
ノースコット訓練施設 ……少年犯罪者の訓練施設 206

編集後記

「特集——家庭・家族を見つめる」を中心に

本誌も、ここに新たに21号へと踏み出すことになった。20号までの反省の1つとして、掲載の各内容が、それぞれの国や社会の背景、事情からやや遊離して、断片的にもなるきらいがあった。各掲載内容を参考にし生かす場合にも、それぞれの異なる背景や事情を基盤にして、そこに位置づけてこそ、真の理解が得られる。また、こうした理解は、各掲載内容の相互関連とともに、その国や社会の「児童と母性」の状況と対応を、総合的に把握するのに役立つ。更には、そうした総合的把握からそれぞれの国や社会のあいだの比較、そして、世界的視野からの共通性と個別性の、広く深い理解にも到達してゆこう。

そこで本21号では、児童と母性の先ず基礎的生活である「家庭・家族」を特集テーマとし、これをできる限り各国・各社会の背景や事情と関連づけて執筆して頂いた。

今回取り上げた国のうち、韓国は、同じ東洋にあって、日本と同様、工業化、都市化、そして小家族化が急ピッチである。しかし、伝統的な家族・親族を生活、特に情緒の拠りどころとして、この社会変動に立ち向かっており、そこに個（の意見）と全体（包容性）のバランスがとれているようである。おそらく、伝統的な家族・親族に、日本の戦争につながるようなトラウマ（心的外傷）がないことが、一つには、大きく作用しているかと思われる。

次のイスラエルのキブツは、日本でも盛んになった集団保育の、農村型のより徹底した先行例であった。しかし現在では、むしろ保育所化し、しかも集団保育と家庭とが日本以上に密接化しているようにもみえる。そして、この集団保育と家庭の包容の中で、個の主体性化、創造性化の育成が図られており、そこに個と全体のバランスある循環がなされているようである。

ソ連も、集団保育の先進国であるが、ここでは、工業化、都市化型の集団保育がめだつ。家族は、男女同一労働同一賃金の共働きを中心に拡散化し、生活水準が低く必ずしも快適とはみえない家族生活のウエイトは低下した。従って、労働者としての同士的連帯にひびが入ると、離婚も生じやすい状態にある。育児は、保育所や学校における国家・社会への有為な価値統制による人材育成と、母子中心の素朴な溺愛的子育てにバランスがあり、大きくは社会的な厳父と家庭的な慈母型ともいえよう。しかし、いずれにしても、全体としては依存型を生じやすいようにみえる。ここから、国家・社会への忠誠や、従順な官僚主義、ときには非行等にも走る内圧の暴発も生じるかと思われる。

以上の集団主義の伝統をもつ3国と異なって、アメリカは個人主義の国であり、人生の価値は自己実現の安定と満足にある。多くの人は、そのための生活の場として、なお結婚や家庭を求めてはいるが、必ずしもそうした形態だけにこだわらなくなってきてもいる。それは一つには、女性の自己実現のための脱家族化に当たって、就業上や性別役割分担の不利がなおあるからであろう。こうしたことから、より自立性を求めての初婚年齢の上昇、単身や同棲を含む未婚の増加、無子婚、そして人生の価値の期待外れに基づく離婚の急増など、多様化が進行している。家庭での育児は、自己実現のための主体的統合能力の強さを期待して、支援—主体型が多いが、ときにその方向での統制—葛藤型が嵩じる児童虐待や、反転しての放任・拒否—孤立型もめだつ。学校等では、同方向で包容—各自型が多い。いずれにしても、主体的統合能力の弱い者、年少者など未熟な者、低階層など社会的なハンディキャップをもつ者には、厳しい社会で、未婚の母や男性の単身、離婚、養子・里子、そして成人・子どもの各種の問題行動もめだって

いる。

西ドイツは、西欧先進国の中では日本に最もよく似た国であり、日本と同様、敗戦のトラウマ（心的外傷）から生活水準の向上をめざし、これが個人化から自己中心主義となり、家族は共働きを含む拡散化、個別化、分解化、そして別居や離婚をも増大させている。子どもは、育児費の節約からあまり望まれず、少ない子の完全育成化が期待され、親のトラウマや罪悪感からか、子ども世代には何でもやれる明るい理想像を求めて、多く溺愛—依存型に流れているようである。こうしたおとなの自己中心主義（〝おとなの復権〟）、共働き、別居や離婚の増加などから、児童人口減少の危機、育児のカギッ子を含む放任—孤立型、そして育児の挫折や夫婦関係の不安定から児童虐待もめだってきているようである。

最後に日本の家族は、集団主義から西ドイツと同様に、経済価値追求で自己中心主義化し、今や共働きなどを含んで拡散化、個別化、分解化し、問題多発期にある。育児も、少子化のなか、恵まれた労働者階層をめざす支配—依存型から、最近は親の不安定による放任・拒否—孤立型や統制—葛藤型もめだち、思春期を中心に多くの問題が発生している。特に、親子ともに主体的統合能力の弱い者、未熟な者、低階層など社会的なハンディキャップをもつ者に、この傾向が顕著なようである。

いずれにしても、家庭と家族は、強者と弱者を問わず、個を生かし合う（弁証法的な）集団、この集団における個の適性の役割が必要であり、バランスを失したときに、問題と危機が生じるようである。

そのほか、解説にあるフランスも同様で、伝統的家族の周囲に、情交の単身、未婚の母、片親家庭、別居などが増加し、その混在が通常化して、人口問題から家族政策が展開されている。また、北京市では、児童の保健、保育、教育、福祉が、制度として着々整備されている様子が記されている。トピックスの「仕事仲間」は、オーストリアで、単なる制度や組織以上の人間としての交流が、さりげなく生き生きとなされているさまが描かれている。また、日本の母子寮「ベタニヤホーム」では、オランダの厚意あふれる財団の支援により、長年切望されていたひとり親家庭援助サービスが、広く深く展開される経過が報告されている。施設の横顔の「こどもの城」は、1周年を迎える日本のいわば〝児童館中央センター〟の紹介と利用状況が記されている。更に「国際リハビリテーション協会」では、1988年東京開催が決まっている、この世界の最大規模の障害者会議について、その活動や貢献の歴史、現状が紹介されている。その他の記事も含めて、誠意あふれる努力の花が世界に咲いている。

（編集委員　田村健二）

編集委員

加藤　翠
日本女子大学教授

田村健二
東洋大学教授

高城義太郎
玉川大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学副学長

田代實
厚生省児童家庭局育成課長

杉本勇
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第21号 昭和61年9月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-572-5111 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION